

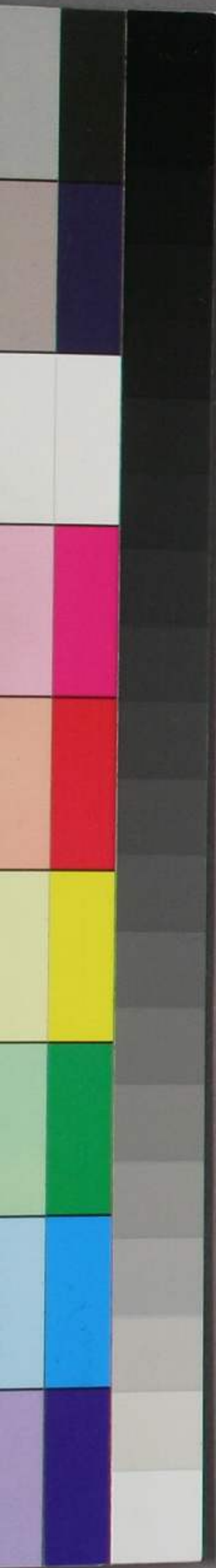
訂正
標註
神皇正統記

今泉定介
畠山健
訂正標註

下卷

史
六
三

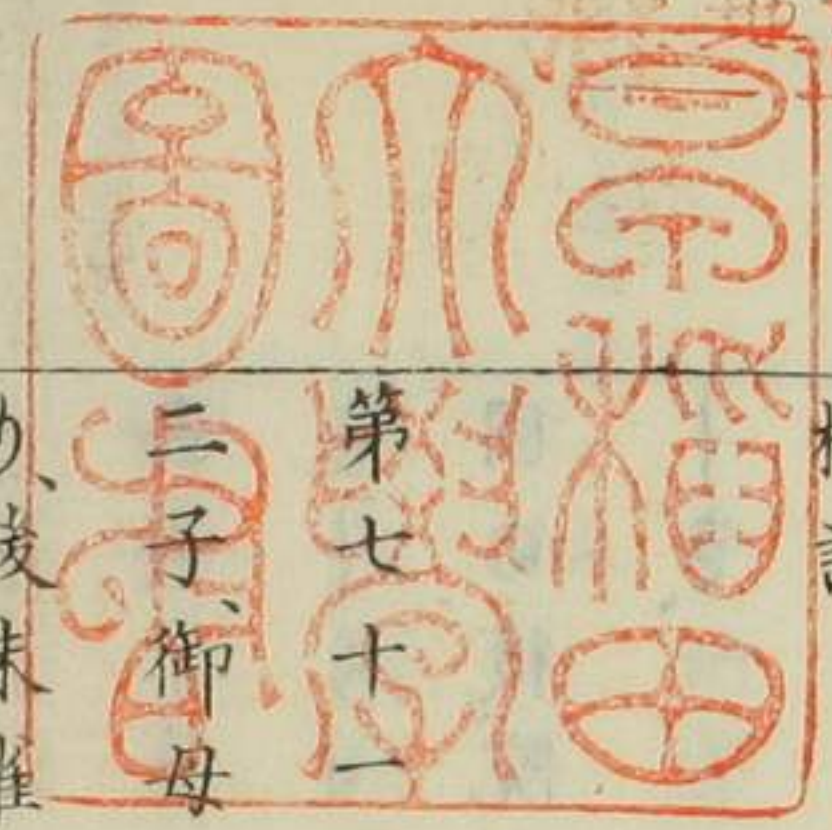
リ 5
1399
3/4



伊弉門
號 1390
卷 3

東京
伊弉門
卷 3

わがしものうらため
ありき云々、欽明天
皇、繼體天皇の嫡子
とす。御母ハ手白
香皇女、仁賢の御女な
り。改ニ繼體天皇ヨリ
御子トシテ、仁賢天皇
に御孫とシ、後三條
院も後朱雀院に御
子トシテ、三條院ヨリ
御孫とシ、バチリ
東宮トシテ、又トク云々



訂正神皇正統記下卷

北畠親房卿著

今泉定介
訂正標註

坪内雄藏氏寄贈

明治二十五年十一月五日

第七十一代、第三十八世、後三條院、御名ハ尊仁、後朱雀第
二子御母ハ、中宮禎子内親王陽明門院と申し、三條院の皇女な
り、後朱雀の御素意にて、大弟小立給ひき、又三條の御
末をとうけ給へりき、むろも、かゝるためありき、兩
流を内外にうけとまひて、繼體の主とちりまゝ、
戊申治曆のと一即位、己酉に改元、延此の天皇ハ、東宮よ
てひはしくたを、まゝ、志づらみ、和漢の文、顯密
のを一へまでもくろくならび知らせ、ま詩歌の御製
も、あまゝ人の口に殘るめ、後冷泉のす及ばま、世の中

訂正神皇正統記下卷

教育書專賣所

今泉定介
畠山健
訂正標註

教育書
專賣所
東京
普及舎

訂正
神皇正統記

二十四年間、太子よて
ましくき

記録既、天下の訴訟を
決断する所あり、當時
権臣おなく、莊園を占
めて、民害をなす所の
あり、おもふ之を檢せ
んがため、おくりき
といふ
此の時藤原氏ハ、太政
大臣兼通の代りり

あれて、民間のうきへありた、四月より位は居給ひく
バ、いまも秋のをさめよもおよむぬに、世のちののちや
りにく、有徳の君よてましくく、くるとぞ申し傳へた
る、始めて、記録所と云ふ所をおうきて、國々のたところへ
とる事をなすはきき、延喜天曆よりこちより、まふと
に、かこた御事ありんく、天下を治め給ふ事四年、
太子にゆづりて尊跡あり、後に、出家せさせたまふい此の
御時より、そ、執柄の權おはへられて、君の御まづから政
をいらせ給ふ事にありふ、はきき、其の頃まで、議
國の後、院中にて政務ありとい見え、四十歳おとすま
しき、

第七十二代、第三十九世、白河院、御名と貞仁、後三條第一

野の御幸野ハ、嵯峨野
をいせらるり

諸國の重任、もと國司
の任期ハ、四年ちを
副用を補助すま、重
めて任せらるり、をい
受領百寮、訓要抄、諸
國の守を受領といふ
と見えり
世の政云々、讓位の後
上皇政を院中、執り
給ふ事、此よとまり、
この後、鳥羽、後白河、後

の子、御母ハ、贈皇太后藤原茂子、贈太政大臣能信の女、實
ハ中納言公成の女あり、壬子四延久のこ、即位、甲寅に改
元、承むりのあとをおこはきて、野の行幸ちともあり、
又、白河に法勝寺をたて、九重の塔婆ちともむりの御
願の寺々も超え、ためちき不どろぞ、作りとりのへ
はせ給ひく、此の後代ごとふ打ち續き、御願寺をく
らき、を、造寺熾盛のそ、ありき、造作のよめに、諸國
の重任を、いふ事おなく、ちりて、受領の功課もき、
か、封戸莊園あまよせたうきて、まふと、國の費
とこそり、に、天下を治めたまふ事十四年、太子に
ゆづりて尊跡あり、世の政を、は、めて院中にて、あらせ
給い後に出家せよせ給ひても、猶そのま、にて、御一期ハ、

鳥羽の三帝皆相つき
て例として給ふこと百
三十五年その間在位
の主権執ちりき

坊の御時、東宮の御時
といふにおなり

すごはせま〜〜き、おそのふて世をさ〜せ給ふ事む
〜ハ〜のり〜るり、孝謙脱屣の後よぞ、廢帝ハ位に居
給ふを〜りと見え〜れども、古代の事もさバた〜る
らび、嵯峨清和宇多の天皇も、た〜ゆづりての〜せ給
圓融の御時を、や〜〜あ〜せ給ふ事もあり〜ふや、院
の御前よて、攝政兼家の大臣承りて、源時仲の朝臣を
參議にちさ〜〜りて、小野宮の實資の大臣ち〜ハ、傾
け申さ〜〜りとぞ、ち〜レバ、上皇ま〜ませど、主上をさる
くお〜〜ます〜きハ、ひと〜へ〜執柄の政ち〜りき、宇治の
大臣の世とち〜りてハ、三代の君の執政にて、五十餘年權
を專にせら〜^{れぬ}先代ふハ、關白の後ハ、如在の禮よてあり
〜ふ、阿ま〜りち〜る〜ら〜どに成りよ〜きを〜や、後三條院坊

院宣ハ上皇の
詔命なり、院の廳
よて上皇の政務を行
ふ可なり

の御時より、あ〜はまに思〜めすよ〜聞えて、御中らひ
あ〜〜て、あやぶ〜お〜めす不どの事のもちんあり
〜る、踐祚の時、即、關白をやめて宇治におもられぬ、弟の
二條の教通も、大臣關白せ〜〜が、殊の外に、其の權も
ち〜〜は〜〜き、ま〜て、此の御代よも、院よて政をき〜せ
給へバ、執柄ハ、た〜職にそ〜る〜り〜ら〜む〜りになりぬ、
は〜〜ど、これより、又ふ〜きす〜〜ハ一變するにやあり
〜ん、執柄、世をおこちを〜〜〜〜、宣旨官符にておそ、天
下の事ハ、施行せ〜〜に、此の御時より、院宣廳の御下
文を、お〜〜せ〜れ〜よ〜りて、在位の君、ま〜、位にそ〜
ち〜り給へるを〜りち〜り^き世のすゑよち〜るす〜〜とな
るべきにや、又、城南の鳥羽と云ふ所に、離宮を立て、土木

の大ちろいとちるありきむりハ、おりの君ハ、朱雀院にまゝす是を後院といふ又、冷然院も然の字、火事のものかありて、泉の字おろろろろ、この所々ハハすませにあゝめり給らず又、白河より後ふも、鳥羽殿をもちて、上皇御座の本所とハ、はごめらまふり、御子堀川の御門、御孫鳥羽の御門、御曾孫崇徳の御在位まで、五十餘年在位よて十年、院中よて四十世をまゝせ給ひらバ、院中の禮ちと云ふ事も、是よりぞはごまりにらるるをべて、御心のまゝに、久らくたりとせ給ひし御代ちり、七十七歳おほりまゝき

第七十三代、第四十世、堀河院、御名ハ善仁、白河第二の子、御母ハ中宮賢子、右大臣源顯房の女、關白師實の大臣の猶子ちり、丙寅應徳のとし即位、丁卯寛改元、此のみり

神樂の曲云々、天皇伶人助忘より神樂の歌をうけ給ひて、近方よをへ給ひしと、續古事談に見えり、其の御説今の世までつゝく

御烏帽子直衣和名抄、一帽一名頭衣と見え、飾抄、宿老之人薄塗、壯年厚塗と見えり、又深窓秘抄、御立烏帽子直衣ハ、オリ牛の時

ど、和漢の才まゝにらり、ことよ管絃、郢曲、舞樂のかたあきうのまゝまゝき、神樂の曲ちり、今、今の世まで、地下よつゝへたるも、此の御説ちり、天下を治め給ふ事二十一年、二十九歳おほりまゝた

第七十四代、第四十一世、鳥羽院、御名ハ宗仁、堀河第一の子、御母ハ、贈皇太后藤原の茨子、贈太政大臣實季の女ちり、丁亥嘉承の年即位、戊子天に改元、天下を治めらふと十六年、太子にゆづりて尊號あり、白河代をまゝせ給ひらバ、新院とて、所々の御幸も、おちり御車にてありき、雪見の御幸の日、御烏帽子直衣に、ふらぐつをぬし、御馬にて本院の御車のほきまゝにらるる世にめづららちる事ちり、こぞりて見奉りき、むり、弘仁の

の御用ありと見え

太上皇、嵯峨の院にうつらせ給ひ一日にや、御馬ふて、都より出でさせまゝて、宮城の内をえ、とろせ給へりといふ事の見え、かやうの例にやありけん、御容儀めでたくまゝけまば、きくをも好ませ給ひつらにや、装束のこそくちり、烏帽子のひらひらと云ふこととえ、其の比より出来にき、花園の有仁の大臣、又容儀ある人にて、仰せあをせて、上下おちど風にちりよるとぞ申すめる、白河院かくまひてのち、政を知らせ給ふ御孫なる御子の儀なきは、重服をきさせ給ひたり、是も、院中ふて二十餘年、其のあひどに、御出家あり、猶、世をまゝせ給ひき、はまば、院中のふるたため、白河鳥羽の二代を申すちり、五十四歳おちまゝき

上皇と御中らひ云々、鳥羽上皇麗姫美福門院の所生、體仁を位につらんが、ちり、崇徳天皇を、強ひて位を譲ら、の給ひてをいふ

第七十五代、崇徳院、御名、顯仁、鳥羽第二の子、御母ハ、中宮藤原の璋子、待賢門院入道大納言公實のむすめちり、癸卯保安のと、即位、甲辰に改元、治五年戊申のと、宋の欽宗皇帝、清康三年にあ、まゝ、宋の政とどれより、北狄の金國とこゝて、上皇徽宗とらび、欽宗をとりて北にかへりぬ、皇帝高宗、江をわたりて、杭州といふ所、都を立て、行在所と、南渡といひ、是ちり、此の天皇、天下を治めたまふ事十八年、上皇と御中らひ心よらで、あり、ぞりせ給ひき、保元、事ありて、御出家あり、讃岐の國にうつられたまふ、四十六歳おちまゝき、第七十六代、近衛院、御名、體仁、鳥羽第八の子、御母ハ、皇后藤原得子、美福門院と申し、贈左大臣長實の女ちり、辛酉、永治元

のとり即位、壬戌に改元治康天下を治め給ふと十四年、十

崇徳同母とハ、待賢門
院璋子をばせり

七歳まで世をまやくりまゝに
第七十七代、第四十二世、後白河院、御名ハ雅仁、鳥羽第四
子、崇徳同母の弟なり、近衛ハ鳥羽の上皇、鍾愛の御子な
り、早世し、又、崇徳の御子、重仁の親王
つらせ給ふべし、本より、御中、心より、でやぬ、
上皇おぼしめし、わづらひきき、此の御門たゞせま
立太子もちて、すぐ居せ給いふ、今ハ、此の御末の
と、おぞ繼體し給へば、おろるべき天命とぞおゆる、己
久壽のとり即位、丙子に改元、年號を保元といいふ、鳥羽
院晏駕あり、天下をあらたせたまいふ、左大臣頼長と
きおえし、知足院の入道、關白忠實の次郎なり、法性寺

忠實ハ師實の養子に
して、師長の實子と

關白忠通の大臣、此の大臣の兄にて、和漢の才たあく、
て、久しく、執柄にてつらへらまき、此の大臣も、漢才をた
り、聞えし、本性あり、おろるべき、父の愛子
ふて、よし、おまに申し、請けらまき、關白をばおき、
う、藤氏の長者より、内覽の宣言をかうぶらいふ、長者
の、他人より、事、攝政關白をどまりて、其の例より、
内覽ハ、むら、醍醐の御代のけじめつが、本院の大臣
と菅家と、政をとすけられし時、あひらびて、其の號あ
りきと申すめき、本院も、關白にハあは、其の例たか
ふ、や、兄の大臣ハ、本性た、や、おろるべき、思ひ
いれぬ、はまよて、おごはま、近衛の御門、かくれ給
ひ、ころより、内覽をや、おろるべき、に、恨をふくみて、

父の法皇云々、鳥羽法皇より保元元年十月二日、崩し給ひま

西山の方云々、如意山に逃れ給ひしなり
左大臣の子と云々、頼長の子、兼長を出雲へ、師長を土佐へ、隆長を伊豆へ、長範を安房

いふうと、天下を我がまゝにともつはまらるや、崇徳の上皇を申しすめて世をまごら^{とら}父の法皇晏駕の後、七ケ日まがりや、やけりけん、忠孝の道にけよらん事と見えしなり、法皇も、うねてささせ給ひしなりや、平清盛、源義朝等よめしあふせて、内裏をまもり奉るべきよし勅命ありきとぞ、上皇鳥羽より出で給ひて、白河の大炊殿と云ふ所まで、すぐに、兵をあつめられまき、清盛、義朝等に勅して、上皇の宮をせめし^{とら}官軍かつよのまつしり、上皇ハ、西山の方にのたまき、左大臣ハ、流矢にあたりて、奈良坂邊までおちゆるまらる、終に客死せしきぬ、上皇御出家ありしなりと、猶、讃岐にうつし給ふ^{いぬ}左大臣の子ども、國々まつたき^{とら}武士ども、おそく誅

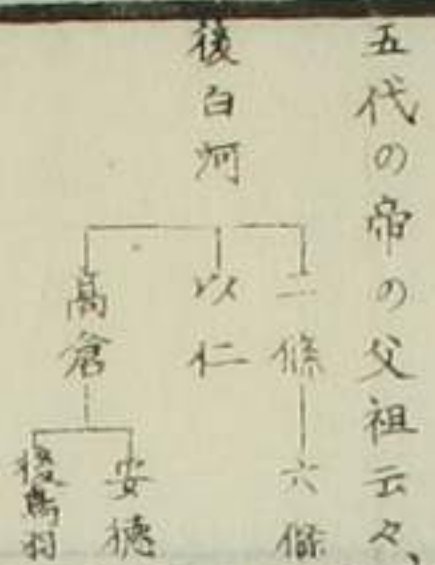
へ流し給ひしなり、帝王編年記に見えしなり

奈良坂のささりひハ、兼子仲成の亂なり

通憲ハ、文章博士實業の子、たけの園空と稱し、又倍西といへり

にふしぬ、其の中に、源為義ときおえしハ、義朝が父なり、いさちち御さしり、おありらん、上皇の御方ありて、義朝と各別にありぬ、餘の子どもハ、父に屬しるるよし、軍やぶきて、為義も出家ありしなりを、義朝あづかりて誅せしこそ、ためしき事ハ、あき、嵯峨の御代よ、奈良阪のささりひありて、後ハ、都に兵革といふとさしりしに、是よりみごきそめぬるも、時運のくどりぬらすごきごぞおぼゆる、この君の御乳母の夫よて、通憲法師と云ひしハ、藤家の儒門より出でしなり、宏才博覧の人なりき、はきど、時にあまひりて出家したりし、此の御代よ、いとく用ひらきて、内々まらる、天下の事、はらうらまらうらひ申ししなり、大内ハ、白河の御代より久しく荒廢して、里

たえらく公事云々、内
宰相撲の節、久しく絶
えたる跡を興、詩歌
管絃の遊をうよよま
て相催せり、保元物
語に見えり



内裏ののまきしを謀をめぐらし、國のつひえも
ちつく立て、たえらく公事どもを申しおこな
ひき、すべて、京中の道路ちどもをひ清めて、むろいふ
かへりたるすつとまどあり、天下を治め、ちふ事三
年、太子よゆづりて、例のごとく尊跡ありき、院中より天
下をよろせ給ふ事三十餘年、其のあひごに御出家あり
し、政務ハかまらず、白河、鳥羽兩代のごとく、はまど
も、うちつゞき亂世よあませ給ひしこそ、あさましくま
五代の帝の父祖にて、六十六歳おこし、まき
第七十八代、二條院、御名ハ守仁、後白河の太子、御母ハ、贈
皇太后藤原の懿子、贈太政大臣經實の女なり、戊寅^{保元}
の年即位、己卯^三改元、年號を平治と云、右衛門督藤

信賴ハ道隆ハ世の孫
忠隆の子なり

いさし申してや、内
平治物語、ある時上
皇信西^二仰せしきけ
るハ、信賴が大将を望
み申すハ、如何、信西申
し、信賴は、信賴ちの
身を以て大将をけげ
さバ、彌奢を充めて、
逆の臣とちり、天の為
に止さき候えんと争
う不便と思はれ、
依ふべきとあり、
上皇尤ちりくも、思召
たまはり、信西
唐の安祿山が奢まる
圖を書いて奉り、
みえり、
通憲法師が縁者云々

原の信賴と云ふ人あり、上皇いとく寵せしめ、
て、天下の事をさへ、きつせし、まてみちりにまき、
おごりの心もきばりて、近衛の大将を望み申し、
憲法師いほめ申してや、ぬ、其の時、源義朝朝臣が、清盛
朝臣におほへらきて、恨をふくめり、を、相か、
て叛逆をむひくもだてたり、保元の亂よハ、義朝が功
たりくあり、清盛ハ、通憲法師が縁者にちりて、殊
の外よめ、つら、通憲法師、清盛等をうらひて、世
を不きま、ふせん、とぞは、ひたる、清盛熊野にま
うでたる隙をうらひて、先上皇御座の三條殿といふ
所をやきて、大内にうつし、主上をもかた、
し、おめ奉、通憲法師のぶきが、やあり、みづの

通憲の子成範、清盛の女を娶き久、故いよ

我が子どもハ云々、其の子俊憲ハ參議、成憲ハ近衛中將、良憲ハ少將、貞憲ハ右中將、ち

近臣等云々、天皇の外舅大納言經宗、別當惟方等をいふ、清盛の家ハ八條、ち

尾張の國にて云々、尾張國智多郡野間内海

ら失せぬ、其の子ども、やがて國々へちのつらむ、通憲も、才學あり、心もはる、まらきと、己が非を去り、未崩の禍をふせぐまでの知分やうけ、うらん、信賴が非を、いほめ申しけきと、我が子どもハ、顯職顯官にのびり、近衛次將ちどよさへちり、參議以上ふあぶるもありき、かくて失せに、うら、是も、天意、たがふ所ありといふ事ハ、うたがひちり、清盛此の事を聞き、道よりの不りぬ、信賴、うらひおける近臣等、此の中に心おちりする人々ありて、主上上皇を、のびて出ど、奉り、清盛が家よう、ついで申して、ちり、すちち、信賴、義朝等を追討せしむ、程ち、打ちかちぬ、信賴ハ、ちり、なれて首をき、うきにちり、義朝ハ、東國へ心、さして、のび、うら、と、尾張のくよ

ちり、長田が家にて、莊司忠致等、義朝を浴室に殺せり

大義ハハ親を滅、不云々、左傳、魯隱公四年九月、衛人使右宰鮑亞殺州吁于濮、石碯使

うて、うら、きぬ、其の首を梟せ、うきにき、義朝重代の兵たり、うへ、保元の勲功すて、ち、うら、あり、うら、父のくびをき、うせた、うら、事、大ちち、ち、ちり、古今ふ、きりず、和漢も、例ち、勲功、うら、申し替ふ、ち、ち、みづ、うら、退くと、ち、ち、の父を申し、たすくる道、ち、うら、べき、名行、かけをて、に、ち、き、バ、い、ち、の、で、り、つ、ひ、よ、其の身、を、ま、う、く、す、べき、滅び、ゆる、こと、ハ、天理、ち、り、た、よ、を、か、ち、る、事、ハ、其の身、の、と、が、ハ、ち、る、と、う、て、朝家の御、あ、や、ま、り、ち、り、よく、案、あ、る、べ、う、ア、う、り、ち、る、ち、と、う、こ、を、其の頃、名臣、も、あ、ま、と、あり、う、よ、や、又、通憲法師、萬、申し、お、ち、ち、ひ、う、よ、な、ど、の、諫、め、申、は、ざ、り、ける、大義、ハ、ハ、親、を、滅、不、す、と、云、ふ、事、の、ある、ハ、石碯、とい、ふ、人、其の、子、を、殺、し、た、り、う、こ、と、ち、り、父、と、して、不、忠

其宰猪羊肩、推致石厚、于陳君子曰、石碯地臣也、惡州野而厚與焉、大義、誠親其是之謂乎、と見え、州呼ハ其の父を殺シ、りりちり、石厚ハ石碯の子にて、州呼の交友あり、大理とハ、大理公事也とあり、我が朝の檢非違使の如きりあり

の子をたろすハ理あり、父、不忠ありと見え、子としてころすと云ふ道理あり、孟子に、とくへをとりていへるよ、舜の天子たゞし時、其の父瞽叟、人をたろす事あるんを、時の大理ちりし皋陶、とくへをきバ、舜をいづし給ふべきといふよ、舜も位をすて、父を負ひてそ去らまるとあり、大賢のをしへちまバ、忠孝の道あるをれて、おもろくこそ、保元、平治よりこのあと、天下みどきて、武用はかりよ、王位あらくちりぬ、いまだ、太平の世にのへらざるも、名行のやぶきそめしふよき事とぞ見え、さうさ、のくて、志むし志づまきりしに、主上、上皇、御中ありくて、三上の外舅、大納言經宗、後よめりへさまて、御めのと子大臣大将までちりきの別當、惟方等、上皇の御意に背きちまバ、清盛朝臣よ仰

兄弟を右の大將とハ、重盛宗、式をちせるなり、天下の諸國ハ云々、田園三十餘國と踏り、一門の人、向仁よ任せり、ろ、の六十餘人なり

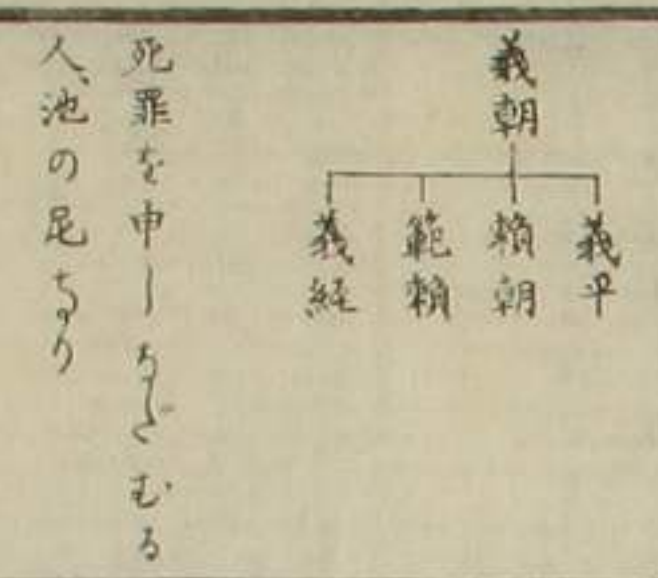
讓國のこありしハ、天皇五歳の御時あり

せてめしとちり、配所につらなは^る是より、清盛、天下の權をわしきまゝにして、程ちく、太政大臣あり、其の子、大臣、大將にちり、あまさへ、兄弟、左右の大將よて、ちりびよき、此の御門の御世の事ちりぬも天下の諸國ハ、半すぐるまで家領とちり、官位をたおなく、一門の家僕にふはげちり、王室の權、いかにちきごとくちりぬ、この天皇、天下を治め給ふ事七年、二十三歳おちりましき、第七十九代、六條院、御名を順仁、二條の太子、御母ハ、大藏少輔伊岐兼盛、ガ女ちり、其の品いやしく、贈位乙酉、永萬、までもちりりやの年、即位、丙戌に改元、仁安天下を治め給ふ事三年、上皇、世をちりせ給ひしバ、二條の御門、本より心よりのぬ御事ありしハ、多ふや、いつし、讓國のまとありき、御元服

世を重やく一重盛ハ
治承三年八月年四十
二よて薨せり
関白基房、太宰権帥
任ぜしむるハ、治承三
年より

ちどもちりて、十三歳にて、世を重やくおほしき
第八十代、第四十二世、高倉院、御名ハ、惠仁、後白河第五の
子、御母ハ、皇后平の滋子、建春門院贈左大臣時信の女な
り、仁安三の年、即位、己丑、改元、嘉應上皇、天下を知ら
せしむる事、このおと、清盛権を専にせし事ハ、殊更
此の御代の事あり、其の子、徳子入内して女御と、治承即
立后ありき、末つごと、やうく、所々、反亂の聞えあり、
清盛一家、非分のわざ、天意よそむきけるふこそ、嫡子、内
大臣重盛ハ、心をへちりて、父の悪行をいひ、いひ、
とめ、権をふしきまゝに、時の執柄よて、菩提院の関白
基房の大臣おほしきも、中らひよろしからぬ事ありて、

師長、治承三年、尾張、
流はる、此の時、大納言
資賢以下、法皇の親近
するりの三十九人の
官職を解き、
以仁、後白河第二の皇
子より



太宰権帥に遷りて、配流せし、妙音院の師長の大
臣も、京中を出だは、其の外、つとせしき人おほし
き、從三位源頼政といひ、院の御子、以仁の王とて、
元服ハありしと、親王の宣告ちど、だよちて、かこ
らちり宮におおし、をすめ申して、國々ある源氏
の武士等にあひふれて、平氏をうしちをんとせりけ
る、事ありて、皇子も、うしちを給ひぬ、頼政も、不
びぬ、あれど、そまより亂をそめて、義朝朝臣が子、
頼朝、前古兵衛佐、從五位下、平治の比、六位の藏人、平治
の亂、死罪を申しちむる人ありて、伊豆の國に配流
せしめて、おおくの年をおくりしが、以仁王の密告を
くまをり、院よりも、忍びて仰せつり、す道ありき

義兵を以て一に頼朝の伊豆より兵をあげし
治承四年八月より

御心をへもめでたく
仕丁の紅葉を焼きて
酒を煖めしを許し給
ひ、賤女の朝服を盗ま
しを、惠と與へ給ひ
し類をいふ

重衡
建礼門院
教威 教経
忠度
宗盛 清盛 宗清
宗盛 宗清
知盛

バ、東國をすめて、義兵をおおしぬ、清盛いよ、悪行
をのちけきバ、主上、ふらくちげせ給ふと、
遜位の事ありしも、世をいとせまらるゆゑとぞ、天
下ををさめ給ふ事十二年、世のちのの御いのりの為
や、平家の、取分け崇め申す神ちり々れバ、安藝の嚴島
ちんまゆせ給ひら、此の御門、御心をへもめでたく、
孝行の御心、ちりふく、了た、管絃のうとも、すぐれてお
は、まゝく、尊跡ありて、程ちく、世をやくし給ふ、二
十一歳おち、まゝき
第八十一代、安徳天皇、御名ハ言仁、高倉第一子、御母ハ、中
宮平徳子、建礼門院太政大臣清盛々むすめなり、庚子
四のち即位、辛丑に改元、養和法皇、猶、世をらせ給ふ、平

重衡
建礼門院
教威 教経
忠度
宗盛 清盛 宗清
宗盛 宗清
知盛

福原ハ、今の神戸の地
法皇上皇、法皇ハ、後白
河上皇ハ、高倉より
清盛りくきて、養和元
年間二月、俄、熱を患
へて、薨せり、年六十四
政權を執ること二十
年

法皇忍びて云々、此の
時、義仲、難威を越中の
礪波山に破り、勢、乘
りて近江に入り、比叡
山に據り、法皇脱し
て、幸し給ひ
ちり
平氏ことごとく滅び

氏ハ、いよ、おちをちり、諸國をすてよみどれぬ、都
をばへうつすべしといひて、攝津國福原とて、清盛すむ
所のありしに、行幸せし申し、法皇上皇も同く
うけ奉る人の恨、たなくきこえらるる、うへ奉
り、た、いくどぞえちく、清盛かくきて、ハ男宗盛、そ跡
をつぎぬ、世の亂をもかへり、大臣に任、天性、父
ふも兄もおよむばり、や威望も、いつのちと
ろへ、東國のいくさ、すでにたをくちりて、平氏の軍、所々
にて、利をうちひらとぞ、法皇忍びて、比叡山にの、不
らせ給ふ、平氏、力をたどし、主上をすめ申して、西海よ
没落、中三とせむありて、平氏ことごとく滅び
清盛が後室、從二位平の時子といひし人、此の君をいど

一の壽永四年、即、文治二年、壇浦までの事を

天皇と稱し申すなり、文治三年四月、誣を奉りて、安徳天皇と申せり

忠通—基實—基通

いほめ申す、進藤高直をいせり

き奉り、神璽をふところより、寶劔を腰にけりて、海中よりぬ、あさましうそ、亂せたり、天下ををらめたまふ事三年、八歳おそき、遺詔等のけとるるまじきや、天皇と稱し申すなり
第八十二代、第四十四世、後鳥羽院、御名ハ尊成、高倉第四子、御母ハ、七條院藤原の殖子、先代の母儀、おなくハ后宮り、ハ、みまづ、立后の後の、はとめたり、此の七條院、立后なく、院躰の、もとめたり、先、准后の、勅ありき、入道修理大夫信隆の女たり、先帝、西海に臨幸あり、と、祖父、法皇の御せたり、と、都るる、攝政基通の大臣ぞ、平氏の縁よて、供奉せし、を、いほめ申すと、もがらありけるよや、九條の大路邊より、と、まじきぬ、其の外、平氏の親族ち、ぬ人々ハ、御供つりまつる人ち

高倉—安徳
後高倉 守平 後堀川
後鳥羽

内侍所神璽云々、文治元年四月二十五日、成時神鏡、自鳥羽入御云々と百練抄に見えり、畫の御座の御劔云々

かりたり、還幸あるべきより、院宣ありけきと、平氏承引し申し、依りて、太上法皇の詔よて、此の天皇とせ給ひぬ、親王の宣旨までも、先、皇太子と、即、受禪の儀あり、翌年甲辰にあると、四月、改元、元、七月、即位、此の同胞に、高倉の第三の御子、と、法皇、此の君をえ、び定め申し給ひけるぞ、先帝、三種の神器を、あひぐせし給ひ、ゆゑ、踐祚の、もとめの、違例を、り、りども、法皇、國の本主にて、正統の位をつへま、皇太神宮、熱田の神、あき、に守らせ給ふ事、ま、天位つ、らもま、ち、平氏、らびて、後、内侍所神璽、かへり、いらせ給、寶劔ハ、つひ、海に、まづ、てみえび、なり、給ひぬ、其の、ころ、を、ひハ、畫の御座の御劔を寶

禁抄抄、御師者壽永
入海紛失之後、院御時
以後、二十餘年、被用清
涼殿御初仍以聖為先
而承元王御門藤位
有夢想自伊勢進之已
兼又准寶劍以劍為元
也とあり

天徳年中云々、
村上天皇の天徳二年、
一條天皇の寛弘二年、
後朱雀天皇の長久元
年の三度、火災あり
給ひき

劍を擬せしれども、神宮の御告にて、神劍を奉らせ
給ひしより、近比までの御守りき、三種の神器の
事ハ、所々申しども先内侍所を神鏡なり、八咫の
鏡と申し、正體ハ、皇太神宮にいまひ奉り、内侍所はま
ますハ、崇神の御代にいられり、御鏡なり、村上
の御時、天徳年中、火事あり給ひ、そをまでハ、圓規の
けまし、まは^つ後朱雀の御時、長久年中、おはねて火あり
し、灰燼の中より、光をあらせしむるををあらめて
ぞあがめ奉られり、はきど、正體つゝ、あらきて、萬代の
宗廟おまします寶劍も、正體ハ、天の兼雲の劍、^{後ハ、草}
と申すハ、熱田の神宮にいまひ奉り、西海に志づみしハ、
崇神の御代に、たちつくつくり、へらせし劍なり、うせ

道行云々、道行の未り
ハ、天智天皇七年の
事なり

ゆゑ事々、末世のまろしにやとくらめしむるも、熱田の
神、あし^つ御事なり、むり、新羅國より、道行と云ふ
法師来りて、ぬすむ奉りしと、神變をあらしめて、我々
國を出で給ひ、^かの兩種ハ、正體むりしにあらま
ま、代々の天皇の、となき、御まりりとして、國土の、あ
まわき光とちり給へり、失せし寶劍ハ、もとより、如在
の事とぞ申し奉るべし、神靈ハ、八坂瓊の曲玉と申す、神
代より、今にうち、代々の御身をもちきぬ、御まりり
されば、海中より、うび出で給へるも、理なり、三種の御
事ハ、よく心得奉るべきなり、なべて、物あらぬ、^ひ
上古の神鏡も、天徳長久の災あり、草薙の寶劍ハ、海に
あづみたりと申し傳ふることあり、や、かへす、^ひ



征夷將軍云々、この後
頼朝も、建久三年、征
夷大將軍と補せられた
りき
將門の亂ハ、天慶二年
の事なり

が事なり、此の國ハ、三種の正體をもちて、眼目とも、福田
ごとしする事なきバ、日月の天をめぐらん程ハ、一つもら
け給ふまどきなり、天照太神の勅に、寶祚のさうえまさ
ん事、天地ときをまりちるべしと云きバ、いふでりう
たひ奉るべき、今よりゆくさきも、いとたのりくこ
そ思ひまへまへ、平氏いまだ、西海あり、かど、源義仲
と云ふりの、まづ入京、兵威盛ちるを以て、世の中の事
をおしへたこちひり、征夷將軍に任、此の官ハ、むら
し、阪上の田村丸までハ、東夷征伐のよめ、任せ、まき
其の後、將門がみどれふ、右衛門督忠文の朝臣、征夷將軍
を兼ねて、節刀を給ひ、よりこのうと、久しくたえて任
せ、まき、義仲をとりめて成り、まら、あま、まら、事お

近臣の中云々、平知
康もはせり

義仲ハヤがて滅びぬ
義仲兵を出だして、宇
治勢多に拒、義経の
將高綱景等、まづ、宇
治川を渡り、破りて京
に入、義仲の將、今井
兼平、安巴等奮戦せし
り、も、終に敗れ、義仲
ハ栗津に走りて、殺ら
る、時、壽永三年正月
義仲年三十一ちりき

守護をおきて云々、頼
朝その家人を以て、慈

ほくて、上皇御いきど、りりのゆゑよや、近臣の中に、軍を
おこし、退治せんとせしに、おとちり、中々あさま
しき事、ちん出来に、東國の頼朝、弟範頼、義経等を、
のせし、り、バ、義仲も、やがて滅びぬ、はて、そまより、西海
へむりひて、平氏をばたひらげ、ちり、天命きをまりぬ
ま、臣猾も、ろびやすし、人民のやすう、ぬ事ハ、時の
災難ちま、バ、神もちらう、およをせ給えぬ、や、かくて、平
氏滅び、して、り、バ、天下り、このごとく、君の御ま、ちり
べき、つと覚え、り、頼朝勳功、まことに、ため、ちり、け
ま、ま、づから、も、權をほし、ま、り、ふ、君も、又、うちま、り
せ、れ、る、り、ま、バ、王家の權ハ、いよ、り、おとら、へ、り、た、諸
國、守護をおきて、國司の威をた、へ、り、り、バ、吏務と云

諸國の守護地頭と云
一、已、ま、目請ひて、地頭と云、録倉に居て之を統べ、又、鎮西守護、京都守護を置き、諸國の國司、莊園の領家、皆文弱なる、守護地頭ハ武士より、且、お、かくハ世襲、一、う、が、故、や、う、く、封建の勢を、朝、延、乘、へ、ぬ

録倉の、ま、相模國鎌倉郡あり

俊乘、俊坊、ち、べ、ハ、建、久、十、年、家、と、赴、き、天台、禪、律、の、三、學、を、究、め、て、歸、朝、せ、り、嘉、祿、三

ふ、お、と、名、を、う、り、ま、り、ぬ、あ、く、ゆる、莊園、郷保に、地頭を補せ、り、バ、本所を、ち、き、ご、ご、に、ち、き、り、き、賴朝ハ、從五位下前右兵衛佐、ち、り、ガ、義仲追討の賞に、越階して正四位下に叙、平氏追討の賞、又、越階して從二位、叙、建久の初、ち、や、も、ご、め、て、京上して、や、が、て、一度に、權大納言に任、又、右近衛大將を兼、賴朝、志、き、り、に、辭退し、申、け、き、と、歡、慮、よ、り、て、朝、獎、あり、き、と、ぞ、程、ち、く、辭退して、り、の、録倉の、ち、に、ち、ん、下、り、その、ち、征夷大將軍に拜任、そ、ま、より、天下の事、東方の、ま、り、ち、り、よ、き、平氏のみ、ど、れ、に、南都の東大寺、興福寺、や、け、ふ、い、を、東大寺を、バ、俊乘といふ上人、す、め、立、て、々、ま、バ、公家よ、ら、委任、せ、り、き、賴朝も、ふ、く、く、隨喜して、不、ど、ち、く、再興

年八月、改、元、年、六、十二、台、律、二、宗、の、中、興、と、ま、り、詔、し、て、正、法、大、興、國、師、と、云、ひ、き

東大寺の再興ハ、建久元年より始めて、同六年に成り、時に賴朝車駕、陪從して之を慶せり

承久、二、事、あり、て、云、々、俊鳥羽上皇、北條氏の專横を憤り給ひ、院宣を諸國に下して、裁時を討ち給ふ、裁時遂に反し、子泰時、朝時、第時、房等を、て、東海、東山、北陸の三道より進ま、し、め、兵、合、せ、て、十、九、万、人、直、に、京、師、を、犯、せ、り、官軍之を諸道に拒ぎ、し、う、と、終、に、皆、敗、ら、ん、之、を、世、に、承、久、の、亂、と、い、ふ、亂、定、ま、り、て、裁

供養の義も、古き跡を、う、づ、ね、て、お、こ、ち、を、ま、り、り、あり、が、たき事、り、や、賴朝も、か、さ、ね、て、京上、り、り、且、ハ、結縁のため、ら、つ、も、警固の、う、め、ち、り、き、法皇かくれらせ給ひて、主上世を、あ、り、せ、給、ひ、す、べ、て、天下を治め給ふ事十五年、太子にゆづりて、尊號例のごと、院中、お、て、又、二十餘年、志らせ給ひ、り、ガ、承久、二、事、あり、て、御出家、隱岐の國、ま、て、り、く、ま、給、ひ、ぬ、六、十、一、歳、お、は、り、ま、り、き、第八十三代、第四十五世、土御門院、御名も、為仁、後鳥羽の太子、御母ハ、承明門院源在子、内大臣通親の女、ち、り、父の御門の例、り、て、親王の宣下、ち、立、太子の儀を、り、り、にて、則、踐、祚、あり、戊午、建久の年即位、己未、改元、正治、天下を治め給ふ事十二年、太弟にゆづりて、尊號例のごと、此の

時上皇を隱岐に遷し奉りき

ひまゝいさめま
りとも云々承久の
時上御門院はいま
ど時機至らばとて
後鳥羽上皇を諫め給
ひき故に軍事は預
かり給てさうりくと
至孝の御性にて獨宗
師に留まり忍び給
て土佐に逃りすと阿
波に逃り給ひきはま
は土佐院又阿波院と
も稱し奉り

御門まはしき正嫡にて御心をへもたゞしきこえ給
ひし上皇鍾愛にうつはまきりたりや程ちく讓國
あり立太子までもあしぬはまよりき承久の亂は
時のいづれぬ事をあしせ給ひけまよやはまし
さめましきともおとやぶまふりや玉石ともま
ぶきて阿波の國にてかくれさせ給ひき三十七歳おと
ましき
第八十四代、順徳院、御名も守成、後鳥羽第三子、御母ハ、修
明門院藤原の重子、贈左大臣範季のむすめなり、庚午
四のとし即位、辛未に改元、建此の御時、征夷大將軍賴朝
次郎實朝右大臣、左大將までよりにしが、兄、左衛門督
賴家が子に、公曉といひたり法師のころはまぬ、又、つぐ

賴朝の跡ハ云々賴朝
兵を起しより源氏
ハ三代凡四十年より
て滅ひき

不許にやありらん云々
後鳥羽上皇國に二
主を立つるが如しと
て許し給えざりき
外戚につきて云々道
家ハ兼實の孫なり藤
原公經賴朝の妹の夫
藤原能保が女を娶る
道長すく公經の女を
納きて賴經をうむ故
こかくいふ
その子ハ賴經をいふ
賴經時一年二歳
廢帝在位僅に七十餘
日世に九條の廢帝と
稱し奉りしを明治三

人ちくて、賴朝が跡をるがくたえりき、賴朝が後室は、從
二位平の政子とて、時政と云ふりのむすめなり、東
國の事をバおこちひき、其の弟義時、兵權をとりしが、上
皇の御子を下し申して、あふぎうてまつるべきよし奏
しきと、不許にやありらん、九條の攝政道家の大臣を
賴朝の時より、外戚につきてよりみおとすき、その
子をくくして、扶持し申したり、大方の事ハ、義時がま
よりりき、天下を治め給ふこと十一年、讓國ありしが、
事亂きて、佐渡の國よりつはま給ひき、四十六歳にま
ましき
廢帝、御名も懷成、順徳の太子、御母ハ、東一條院藤原光子、
故攝政太政大臣良經の女なり、承久三年、春の頃より上

年七月三日盛を奉りて、仲恭天皇と申せり

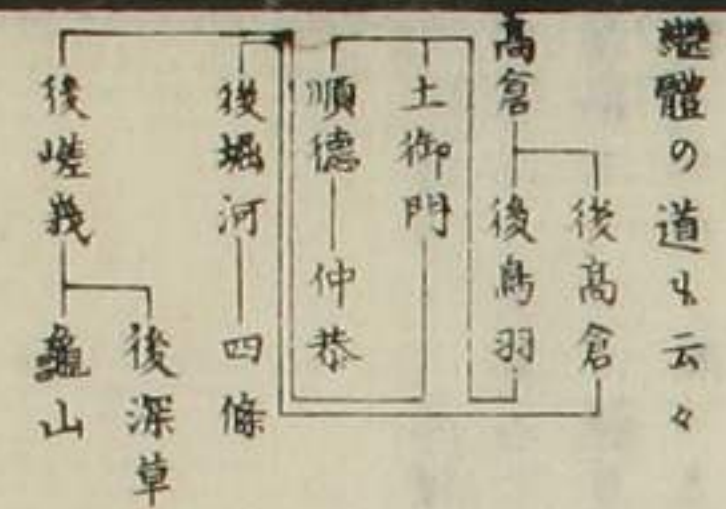
飯豊の天皇押磐皇子の女顯宗仁賢の御婢よませり、御在位久しうらざりしが故に、日嗣よりぞ奉らぬを

皇、おどろけり、立つ事ありきまば、俄に讓國し給ふ順徳、御身をうろめて、合戦のことをと、ひとつ御心よせさせ給らん御をうりごとよや、新主よ讓位ありしうらど、即位登壇までもちて、軍やぶきしうらバ、外舅攝政道家の大の九條の第へのびさせ給ふ三種の神器をバ、閑院の内裏よすておられふき、讓位ののち、七十七ヶ日の間、志むく神器を傳へ給ひしうらども、日嗣ふはくそへ奉らば、飯豊の天皇の例よちぞへ申すべきこそ、元服ちて、ちて、十七歳ふておくましまし、^四はても、其の世の亂を思ふよ、まことよ、末の世よまよふ心もありぬべく、又、下の上をしのぐはし、ちもちぬべし、其のいちきをよくわきまへらるべき事あり、賴朝勲功をむら

後室の尼公賴朝の妻平政子ちり

より、ちひちき程ちれどひとへは、天下をたたくて、るよせしうら君として、安うしは思しめせらるも理あり、いもんや、その跡をえて、後室の尼公、陪臣の義時が世よちりぬまバ、彼のあとをけづりて、御心のまにせらるべしと云ふえ、一往の謂ちきりあり、ちうまども、白河鳥羽の御代のころより、政道の古きすごと、やうし、おとろへ、後白河の御時、兵革おこりて、姦臣世をくど、^五天下の民、不とし、塗炭よちちふき、賴朝一臂をふるひて、其の亂をたひらげたり、王室もふるきよかへるまでハ、ちりしうらど、九重の壁もをほまり、萬民の肩もやすまりぬ、上下堵をやきし、東より、西より、其の徳よ伏し、うら、實朝ちちりても、そむくゆのふらとハ、きこえ

是よまほる不どの徳政をくして、いっでたやすくつ
 うへさるべき、くひ又うへをぬべくとも民やす
 かるまどくば、上天、よもくく給ち、次に、王者のいく
 さく云ふも、とあるを討し、きずちきをバ不ろぼはば、
 頼朝高官よのり、守護の職を給^ひ、是より、法皇の勅裁
 ちり、わくくぬすめりといはれ、後室、其の
 跡をたうひ、義時、久しくまが権をとりて、人望よそ
 むり、さうくバ、下ま、いまだきをありといふべう
 け、一往のいをもげうりよて、追討せしきんも、上の御と
 うとや申すべき、謀叛おこし、朝敵の利を得るよ
 ハ比量せしき、かき、時のい、天のゆる
 けぬ事、はうとがひちり、但、下の上を剋するハ、きをめ



る、非道ちり、つひよハちどり皇化よ順ちざりべき、まづ、
 まことの徳政をおこちをき、朝敵をく、うきを剋する
 かりの道ありて、其のうへの事とをねゆる、且ハ、世
 の治亂のすぐを、能くくくせ給ひて、私の御
 心ちくバ、干戈を動りさう、弓矢を治めらる、天
 の命にまらせ、人の望にあがせ給ふべか、事よ
 や、つひよしてハ、繼體の道も正路ふへ、御子孫の世
 一統の聖運をひらかまぬまバ、御本意の、いまだ達せ
 ぬハ、あはげ、一旦も、志づませ、こそ口惜
 しくま

第八十五代、後堀河院、御名も茂仁、二品守貞親王、
 後よ、後高倉院
 と申、第三子、御母ハ、北白河院藤原の陳子、入道中納言基

入道親王ハ後高倉守貞親王なり

入道親王云々、落飾後、親王の宣旨あるを、法親王といひ、親王の後に、落飾し給へるを、入道親王といふ云々、淡路の帝、洋仁天皇なり、早良の察太子、光仁の皇子、桓武の太弟なり、小一條院、三條の皇子、敦明親王なり、御母ハ皇后城子、小一條左大臣、將濟時の女なり

家の女なり、入道親王ハ高倉第三の御子、後鳥羽同胞の御兄、後白河の御えりびよりを給ひし御事なり、承久二年ありて、後鳥羽の御ちがまの外、この御子ちがまハ皇胤まゝはれ、依りて此の孫王を天位につけしをまつり、入道親王、尊號ありて、太上皇と申して、世にせしませたまひき、追號の例も、文武の御父、草壁の太子を、長岡の天皇と申し、淡路の帝の御父、舍人の親王を、盡敬天皇と申し、光仁の御父、施基の皇子を、田原天皇と申し、早良の廢太子ハ、怨靈をやすめらきんとて、崇道天皇の號をおくまゐる院、號ありしととも、小一條院ぞまゝなり、此の天皇、辛巳承久のとく、即位、壬午に改元、貞應天下を治め給ふ事十一年、太子にゆづりて、尊號例のごとく、ちがまをく政を

らせ給ひしが、世をなやくたままひき、二十一歳おままりき

第八十六代、四條院、御名も秀仁、後堀河の太子、御母ハ藤壁門院藤原璋子、攝政左大臣道家の女なり、壬辰貞永のとく、そくわ、癸丑に改元、天福例のごとく、くちがま一とせむりありて、上皇かくま給ひしハ、外祖にて、道家の大臣、王室の權をとりて、むまの執政のおとくもそありし、東國よあふぎし征夷大將軍賴經も、此の大臣の胤子ちがま、文武一つふて、權勢おままりけるとぞ、天下を治め給ふ事十年、俄に、世をはやくし給ひいき、十二歳おままりた

第八十七代、第四十六世、後嵯峨院、御名ハ邦仁、土御門院第二の子、御母も贈皇太后源通子、贈左大臣通宗の女、内

通親
承明門院
通宗
通方
通子

士御門 後嵯峨

大臣通親の孫女なり、この帝承久のみづきありし時、二歳よりせ給ひく、通親の大臣の四男、大納言通方、父の院より御傍親、贈皇后みそ御ゆつりちりしう、バ、收養し申して、かくしおき奉りき、十八の御年にや、大納言さへ、世をやくせしう、バ、いと、無頼よりちりくまひて、御祖母、承明門院よりちん、うつろひまし、く、二十二歳の御年、春正月十日、四條院、俄に晏駕、皇胤もちり、連枝の御子もまし、まは、順徳院を、いま、佐渡におまし、ましけるが、御子達も、あま、都よりまき、給ひき、入道攝政道家の大臣、彼の御子の外家におまし、う、バ、此の流を天位につけ奉り、いと、のま、く、世故し、らん、と、お、ま、ま、く、る、よ、や、其のねもむきを、仰せつ、う、ま、く、ま、と、録倉の

彼の御子、順徳の御子なり、この時、位につけ、ま、ら、ん、と、せ、ハ、忠成、ま、ら、う、き

土御門の御兄、順徳の御子、御門の御弟なり、是も列の諸記の失らるべし

泰時、識量人、よ、過ぎ、寛厚にして、民を恤、政を行ふ、ま、か、う、職、を、勤、慎、し、て、身、前、廉、ち、り、き

本所領主をいふ

義時が子、泰時、ま、ら、う、ひ、申、して、此の君をす忍奉りぬ、まこと、天命あり、正理あり、土御門院の御兄より、御心を、ま、わ、く、く、孝行もふく、聞えはせ、ま、ひ、う、バ、天照太神の真意より代りて、ま、ら、う、ひ、申、し、ま、ら、う、ことあり、ち、り、大方、泰時、心正しく政する、ま、ら、う、て、人をま、ら、う、物におご、う、バ、公家の御事たり、本所のま、ら、う、ひ、を、ま、ら、う、め、う、バ、風の前の塵ちり、て、天の下、則ち、ま、ら、う、き、かくて、年代をうさね、事、ひとへに泰時が力とぞ申し、傳ふ、める、陪臣として、久しく、権をとる、事、ハ、和漢兩朝より先例あり、其の主より頼朝より、二世をを過ぎ、義時、い、ち、ち、果報あり、ま、ら、う、ら、げ、る、家業をま、ら、う、め、て、兵馬の権をま、ら、う、き、ため、し、稀、ち、り、事、ま、ら、う、ま、ら、う、ど、殊なる才

法式泰時評定衆を遣きて、政書を咨詢し、又貞永式目五十條を定めしりき

七代まで云々
後時 泰時 時宗
經時 時宗
貞時 高時

徳もきこえは、又、大名の下は不出る心やありけん、中二とせむうりぞありし、身まかりしうど、彼の泰時相續して、徳政をさきとし、法式をりしく、**四**、已が分をえらるのみちしび、親族ちしびし、あしゆる武士までえいしめ、高官位をのぞむりのちつりき、其の政次第のましよおとろへ、つひし、滅びぬらん、天命のをえるすうごちり、七代までたりてこそ、かまが餘薫られ、うらむる所ちしといひつべし、むしを、保元、平治よりこのころのどりがたしきし、頼朝といふ人もちし、泰時と云ふ所のもちうし、ましうば、日本國の人民、いしうちりし、此のいしきを、よくあしぬ人も、故もちし、皇威のおとろへ、武備のちしとると思へるハあやまりちり、所々し申

せし事ちしきと、天日嗣も、御議にましせ、正統よりへらせ給ふにとりて、用意あるべき事のあるちり、神も、人をやすし、ちし本誓し、天下の萬民ハ、みる神物ちり、君ハ尊くまし、ませど、一人をこのし、ましめ、萬民をくちし、おる事ハ、天もゆるは、神もさいし、せぬし、ましられ、政の可否し、ちし、ひて、御運の通塞あるべしとぞおどゆる、まし、て、人臣としてハ、君をくちし、とび、民をあられし、天し、せし、まり、地し、ぬきあし、日月の照す城あし、ぎて、心、のきし、ちし、て、光し、ちし、ちし、ん事をおど、雨露のちし、みても、身のちし、からずして、めぐし、よめ、ん事をうへ、みるべし、朝夕し、長田、狭田の稻のたねをくちし、皇恩ちり、晝夜、生井、榮井の水のちし、きを

のむも神徳あり、是を思ひもいさげ、あるまじうせて、欲
を不しきまゝに、私をゆきとして、公をわする心あ
らざるに、世に久しき理あり、いまんや、國柄をとる仁
らあり、兵權をあづかる人として、正路をふまげらん
におきてハ、いうで、其の運をまゝくすべき、泰時が、む
ろにおりよるハ、よくまふとある所あり、らんか、子
孫を、ゆらど心の心あり、とれど、かこくける、法のま
ふれ、あちひきま、及むずる、世をもかきね、こ
そ、異朝の事ハ、亂逆として、記さき、おけま、例
とするにたゞ、我が國ハ、神明のちうひいち、とるく
て、上下の分らどまきり、くも、善惡の報あき、う、因
果のことよりむるから、且、と、う、ぬ事ども

奇瑞、天皇うつて石清
水、夢り給ひて、通官
照橋、給ひて、夢に
壇上、聲ありて、林葉の
影、存改ま、んと御告
あり、事、を、はせ
る、ら、べ

き、近代の得失を見て、将来の鑒誡とせらるべきなり、
抑、此の天皇、正路よりへりて、日嗣をうけたまひ、はき
ごちて、はま、奇瑞ありき、又、土御門院、阿波の國にて、
告文をう、せま、石清水の八幡宮、啓白せさせ給
ひたり、其の御本懐、すゑと、に、は、ま、御願
を、と、は、ま、あ、ま、ち、御事あり、つひ、繼體の主
として、この御すゑ、ぬ、ま、ま、は、壬寅、仁治の
即位、癸卯の春、改元、實御身をつ、給ひ、ま、ま、
や、天下を治め給ふ事四年、太子をささく、ま、
ども、讓國ありて、尊號例のこと、院中ふて、世を、ま、
給、ひき御出家の、ち、ま、は、二十六年、あ、ま、ま、白
河、鳥羽より、あ、ま、ま、や、ま、め、ま、御代、ま、

べし、五十三歳おほしき
第八十八代、第四十七世、後深草院、御名も久仁、後嵯峨院
第二子、御母ハ、大宮院藤原の嬉子、太政大臣實氏の女な
り、丙午^{寛元}の^四ごと、四歳にて即位、丁未^治に改元、天下を
治め、^四事十三年、后腹の長子まゝ、^一御
病にまゝ、けきバ、同母の御弟、恒仁親王を太子に立
て、讓國尊踰例のごと、^二伏見の御代、^一警政を
せ給ひ、^一御出家ありて、政務をバ、主上にゆづり申
せ給^いふ、五十八歳おほしき
第八十九代、第四十七世、龜山院、御名ハ恒仁、後深草院、同
母の弟なり、己未^{正元}の^元ごと、即位、庚申^文に改元、^應此の天
皇を繼體とたがし、めい^一おきて、^一にや、皇腹^一、皇子

右腹云々、后ハ藤原
信子より、左大臣實
雄の女なり、皇子ハ、即
後宇多なり

兄弟の御あもひ云々
久、後深草と龜山と
り、此の時より、兩統相
争ひ給ひ、^一貞時
逆^一議定して、^一帝の
御十年毎、^一送^一に立ち
給ふべきと、^一後深
草の後を、持明院の流
といひ、龜山の後を、大
覺寺の流といひき

まき給ひ、^一を、後嵯峨、^一よりや、^一ちひま^一して、^一いつ^一り、太
子は立ち給ひぬ、後深草^{其の時の新の御子も、}はき^{院と申しき}ごち
て生を給ひ、^一りども、ひきこはき、^一ま^一した、太子ハ、後宇
比、御年ふ^一つ、深草の御子、^一伏^一後嵯峨、^一くさ^一はせ給ひ
見、御年四歳、^一なり、^一まひ^一り、^一後嵯峨、^一くさ^一はせ給ひ
てのち、兄弟の御あもひ、^一あり、^一そをせ給ふ事あり、^一と
バ、關東より、母儀、大宮院に、^一づね申^一り、^一先院の御
素意ハ、當今、^一ま^一す、^一を、仰せつ、^一をさ^一きけれバ
事、^一ごまりて、禁中にて、政務をせはせ給^いふ、天下を治め
たまふ事十五年、太子にゆづりて、尊踰例のおと、^一院中
りても、十三年まで、世を^一せ給ふ事ありき、後、御出家
五十七歳おほしき
第九十代、第四十八世、後宇多院、御名ハ世仁、龜山の太子、

標註 神皇正統記 卷

蒙古おこりて云々、當時蒙古の勢甚強大なりて、終に宋を滅し、國号を元と改む、元帝ハ姓を奇渥温といひ、名を忽必烈といひき

大風俄まおこりて云々、弘安四年閏七月一日の事なり

尙母ハ皇后藤原信子、後、京極院 左大臣實雄の女なり、甲戌文永十一年の年即位、乙亥に改元、建治丙子のとく、りて、大元國といひしが、宋の國を滅金國、今年北狄の種、蒙古おこりて、杭州より入りて、百五十年より、蒙古おこりて、先、金國をせめ、其の國をあえせ、後、江をわたりて、宋をせめに、ろろがらきぬ、辛巳の年、弘安四年、蒙古の軍、おこりの船をそろへて、我が國ををら、筑紫にて大に合戦あり、神明威をあゝたり、かゝちを現して、ふせがれり、大風、俄におこりて、數十萬艘の賊船、を漂倒破滅しぬ、末世とハいへども、神明の威徳、不可思議なり、誓約のかゝりし事、こきにておしゑるべし、此の天皇、天下を治め給ふ事、十三年、思の外ふのがまゝりて、十餘年よりき

遊義門院ハ、皇后冷子、治二年七月二十四日、御年三十八にて、くき給ひき

弘仁ハ嵯峨、寛平ハ宇多なり

後二條の御門立ち給ひり、バ世をまゝせ給ふ、遊義門院かくまゝりて、御歎のありりや、出家せしめ給ふ、前大僧正禪助を御師として、宇多圓融の例より、東寺にて、灌頂せさせ給ふ、めづらつにたふとき事ありき、其の日ハ、後醍醐の御門、中務の親王とて、玉卿の坐につらせまゝり、唯今の心地ぞす、後二條院りくれし給ひのち、いとゞ世をいとせ給ふ、嵯峨のたぐ、大覺寺と云ふ所より、弘仁、寛平のむらりの御跡をたづねて、御寺るど、あまゝ立てゝ、ぞおちもせ給ひし、其の後、後醍醐の御門、位よつきまゝり、バ、又志をくく、世をいらせ給ひて、三年をよりありて、譲りまゝり、き、大りく、この君ハ、中古より、あゝり、難き御事とぞ申し奉るべき

訂正 神皇正統記 卷

教育書專賣所

標註 不皇正統 卷

延喜、醍醐、天曆、八村、上寛弘、一條、延久、後三條

傳説が云々、尚書、説命、高上、説口、事、不、師、古、以、克、永、世、説、收、册

文學の方も、後三條のちよも、うらどりの御才きあえは、せ給もごりーにや、寛平の御誠よも、帝皇の御學問ハ、群書治要ちとて、とりぬべし、雜文よつきて、政事を妨げ給ふちと見え、るふや、ちよも、延喜、天曆、寛弘、延久の御門ハ、皆、宏才博覽に、諸道をもち、せ給ひ、政事よも、明らかに、まー、く、バ先二代ハ、事よりぬ、つぎ、ハ、寛弘、延久を、賢王とも申すめ、和漢の古事を、しらせ給、ね、バ、政道も、明らか、る、皇威も、かろ、く、ちよも、ちよも、ま、る、理、ちよも、尚書に、堯舜禹の徳を、なむる、ふも、古よ、若稽と云、(り)傳説が、殷の高宗を、く、く、く、く、事、古を、師とせ、び、て、世に、ちよも、きことハ、説、が、き、の、ちよも、所、ちよも、あり、唐よ、元士良とて、近習の官者よ、て、内權を取り、極めと

全經、詩書、易禮樂、春秋の六經、ちよも、三史、史記と前後漢書、ちよも

る、奸人、ちよも、其の、黨類に、を、く、く、く、ハ、人、主よ、書を見せ奉、る、ちよも、ちよも、あ、そ、び、く、く、も、む、き、を、く、て、御心を、み、く、る、べし、書を、く、て、道を、ちよも、給、ちよも、我、が、く、も、が、く、ハ、失、せ、ぬ、べし、とい、ひ、ちよも、今、も、あ、り、ぬ、べ、き、事、よ、や、寛平の、群書治要を、ちよも、て、宣、ひ、ける、部、せ、ま、き、よ、似、ちよも、但、この、書ハ、唐の、太宗、時の、名臣、魏徵を、く、て、え、く、を、せ、く、ちよも、五十卷の中よ、あ、く、ちよも、ゆる、經史、諸子、ま、での、名文を、の、せ、く、り、全經の、書、三史、等を、ぞ、常の、人、を、ま、ちよも、なる、此の、書よ、の、せ、く、る、諸子、ちよも、バ、見、る、の、の、す、く、ちよも、ほと、く、く、名を、く、く、ちよも、ら、ぬ、く、く、ひ、も、あ、り、ま、り、て、萬機を、ちよも、せ、給、ちよも、ん、に、是、ま、で、ま、ちよも、な、せ、給、ふ、こと、よ、く、ちよも、る、べ、き、く、や、本經、等を、な、ら、せ、ま、り、ま、す、ま、で、ハ、あ、く、べ、く、く、バ、す、で、に、雜文、と、て

訂正 申皇正統 已下 卷

教育書專賣所 普及

標註 神皇正統記下卷

愛成善洞愛成ちり

紀納言ハ、紀長谷雄、善相公ハ、三善清行ちり

らまハ、經史の御學問のうへ、此の書を御覽トて、諸子
等の雜文までちりとも御心ちり、寛平ハ、殊にひろく
まをせ給ひりまよや、周易のふりき道を、愛成と
云ふ博士よりけさせ給ひき、延喜の御事ハ、左右にあ
らび、菅氏、輔佐し奉らまき、其の後も、紀納言、善相公等の
名儒ありりり、文道のちりり事も、上古に及べ
りき、この御誠よつきて、天子の御學問、はまでちりとも
と、申す人の間ゆり、あさましき事なり、何事も、文の上
てよく料簡あるべきをや、此の君ハ、在位よても、政事を
いらせ給らび、院よても、十餘年閑居し給へりりり、
古よあきりり、諸道をあせ給ふちりべし、御出家の
後も、ねんごろよ、おこちりせまき、上皇の出家せ

らせ給ふ事ハ、聖武、孝謙、平城、清和、宇多、朱雀、圓融、花山、後
三條、白河、鳥羽、崇徳、後白河、後鳥羽、後嵯峨、後深草、龜山に
ましまし、醍醐、一條ハ、御病おちりてぞせらせ給ひ
り、かやうよ、あまに聞えさせりり、戒律を具足し、始終
りくることちり、密宗をきめて、大阿闍梨をばへせさ
せりり事いとあり、ごとき御事ちり、此の御すゑ、
一統の運をひらりり、有徳の餘薫とぞおちり給ふる
元亨のすゑ、甲子正中の六月に、五十八歳にてかくれま
りりき

第九十一代、伏見院、御名ハ、熙仁、後深草第一子、御母ハ、玄
輝門院、藤原の陪子、左大臣、實雄の女ちり、後嵯峨の御門、
繼體をば、龜山とたばりり、ごめりき、深草の御ちり、

訂正 神皇正統記下卷

二十七

教育書專賣所

後伏見
後草
伏見
龜山
後宇多
後醍醐
後醍醐

いづとむ不えーを、龜山弟順の儀をおぼりめりたるにや、この君を御猶子にして、東宮よす給ひぬ、そのち、御心もゆるび、あしづまちり事らへ出できて、踐祚ありき、丁亥弘安のこし即位、戊子に改元、正應東宮よさへ、此の天皇の御子わらひき、天下を治め給ふ事十一年、太子にゆづりて、尊號例のごとく、院中にて、世をもちせ給ひしが程ち、時うつりにしりと、中六とせむりありて、又、世をもちしひき、關東の輩も、龜山の正流をうけ給へることハあり奉りしりと、近比とちりて世抜うがも、思ひなきは、や、兩皇の御流をうらるす急申らんと、相けりしひりと、ち、後、出家せらせ給ふ五十歳とちりし

正和の頃、花園の年子
ち、正和二年伏見雅
駿給ひし、後伏
見世を治め給ひき
時のみりと花園ちり

第九十二代、後伏見院、御名ハ胤仁、伏見第一子、御母ハ、永福門院藤原鐙子、入道太政大臣實兼の女ちり、實の御母ハ、准三宮藤原の經子、入道參議經氏の女ちり、永仁のこし即位、己亥と改元、正安天下を治め給ふ事三年、推讓の事あり、尊號例のごとく、正和のころ、父の上皇の御ゆつりよて、世をもちせし、正和のころ、御弟ちれど、御猶子の儀ちりとぞ、元弘と、世の中と、とち、又志むく、ちりせ給ひ、事ありたまりても、かちり、都よすませし、し、出家せらせ給ひて、四十九歳よてかくまらせまし

第九十三代、後二條院、御名ハ邦治、後宇多第一子、御母ハ、西華門院源の基子、内大臣具守のむすめちり、辛丑
正安

のとり即位壬寅了改元乾元天下を治めよまふ事六年ありて世をまやく給い二十四歳おはよまき

第九十四代花園院御名ハ富仁伏見第三子御母ハ顯親門院藤原季子左大臣實雄の女ちり戊申徳治のとり即位改元延慶父の上皇世をまよせ給ひりバ御出家の後

りハ御ゆづりにて御兄の上皇あよせまよ法皇か

くま給ひても諒闇の儀ちりき上皇御猶子の儀とぞ例ちきことちり天下を治め給ふ事十一年よてのらま

給い尊躰例の如い世の中あよちりて出家せさせ給ひき五十一歳おまよき

第九十五代第四十九世後醍醐天皇御名を尊治後宇多第二の子御母ハ談天門院藤原忠子内大臣師繼の女實

八幡宮石清水うり

ハ入道参議忠繼のむすめちり御祖父龜山の上皇やちひ申し給ひき弘安よ時りつりて龜山後宇多世おまよるよめはばちりによをたびい關東よ仰せよまひりバ天命のことありかよどけちりおまよ思ひくれバちや俄に立太子のちとありよ龜山ハこの君おまよたてまつらんと思よめりて八幡宮よ告文紙をさめ給ひりかど一の御子ちりよゆるちりてすてらまよまき御事ちりよまきバ後二條ぞ居給へりちまよ後宇多の御心ばりも浅うりバ御元服ありて村上の例よより太宰の帥よて節會ちりよ出でらせよまひき後中務の卿を兼ねさせたまい後二條世をまやくよまよりて父の上皇ちりかせ給ひり中にえよろづ此の君よぞ委

附し申させたまひくら、やがて、儲君のうごめありし、
後二條の一の御子、邦良の親王居給ふべきのと聞えし
、おぼしめす故ありとて、此の親王を太子にたて給ひ
彼の一の御子、をささくましませば、御子の儀にて傳へ
らせ給ふべし、若、邦良の親王、早世の御事ありば、此の御
すゑ繼體くらべしとぞ志しおろせまし、くら、彼
の親王、鶴膝の御病ありて、あやふくおぼしめし、くら、故
くらべし、後宇多の御門こそ、ゆき、き稽古の君にま
し、くら、其の御跡をばよくつぎ申させ給へり、剩、くら
し、くら、の道を好し志しせ給ふ事あり、くら、くら、の御事
くら、くら、んか、佛法みえ、御心ば、くら、くら、て、むねと、真言
をくら、くら、せ給ひ、くら、くら、め、法皇よりけま、くら、くら、

鶴膝の御病、萬病、回春
指南、鶴膝風、準繩云
兩膝の内、外皆腫痛シ
テ、虎ノ咬状ノ如ク、寒
熱、コモリニ作り、股漸
細小ニシテ、膝イヨク
腫大ニナルヲ鶴膝風
ト名クと見え、くら

慈覺大師、圓仁法師の
事、ユ一テ傳教等と名
を齊しくせし名僧と

後、前大僧正禪助、許可までうけ給ひくらとぞ、天子
灌頂の例も、唐朝みえみえくら、本朝も、清和の御時、禁
中にて、慈覺大師、灌頂をおこなは、主上をは、くら、くら、奉り、
忠仁公くらとぞ、くら、くら、けら、くら、くら、是ハ、結縁、灌頂くらとぞ申す
め、此の度ハ、まことの授職とおぼしめられし、くら、くら、さ
きど、猶、許可し、くら、くら、まり、くら、くら、ぞ、くら、くら、くら、又、人々に諸
流をも、くら、くら、けらせ、くら、くら、ひぬ、又、諸宗を、くら、くら、捨て給はば、本朝、
異朝、禪門の僧徒までも、内にめし、くら、くら、くら、くら、御事ハ、中比より
すべて、和漢の道をかねあき、くら、くら、くら、くら、御事ハ、中比より
の代々、くら、くら、こえさせま、くら、くら、くら、くら、や、戊午、くら、くら、
即位、己未の夏四月に改元、元應と號、くら、くら、くら、くら、めつ、くら、くら、
後宇多院の御まつりごと、くら、くら、くら、くら、を、中二とせむ、くら、くら、

東宮ハ邦良なり

はふらふ人々藤原経
継源有志等後宇多天
皇の遺詔よりて東
宮をさそんとせしむ

漸事ありて皇久しく
とも云々天皇久しく
録倉の大権を專す
るを慎り給ひ日野資

りてぞゆづア申はせ給ひし、それよりふるきごとく
了、記録所をおらきて、つとよむおきよをたふとのごも
りて、氏のをきへをきうせ給ひ、天下こぞりて是をあふ
ぎ奉^{うけ}公家のふるき御政よ、かへるべき世よこそと、高
きもいやしねえ、兼ねてうらひよろこびき、か^う程
に、後宇多院うくまさせ給ひて、いつしう、東宮の御方よ
はふらふ人々、そをうくに聞えしが、關東よ、使節をつら
そさき、天位をあうそふまでの御中らひもちりふき、あ
づまよえ、東宮の御事をひきうて申す輩ありて、御いき
ど不^あのちめとちりぬ、元亨甲子の九月のすゑつお
た、漸事ありて皇久しくとも、うけたまりおこなふ中に
いふがひちき事出できしうとど、大方ハ、ことちてや

朝俊基等と密に北條
氏を滅ぼらん事を謀
り給ふ、然るに事を謀
て資朝俊基等ハ捕へ
らるぬ、天皇誓書を高
時と賜ひて僅に事止
し

笠置といふ山寺云々
天皇の謀再漏る高時
遂に帝を遠島に流し
奉らんといひ帝まこと之
を知り、近臣花山院師
賢を以て御興工兼り、
帝と稱して延曆寺に
赴りしう、御身の神器
と共に万里小路藤原
千種忠顕等と夜にま
ぎとて笠置山に幸し、
近畿の兵をみ給ひ

とぬ、其の後不とちり東宮うくれ給ひ、神慮にもかえり
ぬ、祖皇の御いましめよえ、たがをせ給ひくるとぞおん
えし、今こそ、此の天皇、うとがひちき、繼體の正統よ、はど
まうせ給ひぬき、されど、坊よハ、後伏見第一の子、量仁の
親王居給ひ、かくて、元弘辛未の年八月に、俄に都を出で
らせしうひ、奈良の方に臨幸ありしが、其の所よりか
らて、笠置といふ山寺の邊に行宮をいめ、御うららば
あるつちりのをめしあつめらる、あつめらる、合戦ありし
が、同九月に、東國のいくさおなくあつまりのぼりて、事
か^うちりよるま、他所よりつら^うめ給ひしに、思の
外の事出できて、六波羅とて、承久よりあちと、おめらる
所よ、御幸ち^う御供よあつ、上達部、上のをのこ共もあ

他所、赤坂城あり
思ひ外の事云々、帝赤坂を以て落ち給ひ
一、山城、親善郡有王山の麓にて、賊は捕らま給ひ、六波羅工行幸せられき
上、近部三位以上の人をいひ、上の事のこと
八、殿上人をいふより、東宮ハ、光嚴より

るハ、はとれ、或るのびりくまゝあり、かくて東宮位につらせ給ふ、次の年の春、隱岐の國にうつりまき、御子とちえ、あちかかるとにうつさき給ひ、兵部卿護良の親王ぞ、山々をめぐり、國々をりりわいて、義兵をおこしんとくまゝて給ひ、河内の國よ、楠の正成といふりのありた、御ころざいふう、まをまバ、河内と大倭とのけつひ、金剛山と云ふ所よ、城をりまへて、近國ををのりらげり、東より、諸國の軍をあつめてせめり、ども、く守りけま、やすく落とすにあつて、世の中みま立ちよ、次の年、癸酉の春、忍びて、御船よ奉りて、隱岐を出で、伯耆につらせ給ふ、その國よ、源長年と云ふりのあり、御方よ参りて、船

上皇ハ、後伏見花園より、新主ハ、光嚴より

八幡山ハ、山城國より

上と云ふ山寺に、かゝの宮を、そすませ奉り、そのあつりの軍兵、ちまき、きふひて襲ひ申しけまど、皆ちびき申しぬ、都ちりき所々にも、御心づゝある國々の兵、より、うち出てつま、合戦も度々ありぬ、ま、京中、は、くちりて、上皇も新主も、六波羅より、つり給ふ、伯耆より、軍をり、の、せ、近國にも、御心づゝある、八幡山に陣をと、坂東よりの、不まき、兵の中、藤原の親光といふりのも、彼、山よ、せく、りぬ、つぎ、御方よ、ま、輩、お、く、ちり、ふ、くり、源尊氏とき、ま、え、ハ、む、の、義家朝臣が、二男、義國といひ、後胤ちり、彼の、義國が、孫ちり、義氏ハ、平義時朝臣が、外孫ちり、義時等が、世とちりて、源氏

標註 不 皇 約 言 一 卷

告文 太平記云、一紙の
起請文をりきてとわ
る是なり

跡ある勇士よを、心をむきくまばりや、たすす急うるや
うらりよ、是ハ外孫ちればとう立て、領する所ちと
も、あまともつらひおれた、代々にちるまで、へだてちて
のさありき、尊氏も、都へはりの不せくまゆるよ、うご
ひをのうきんとりや、告文を書きおきてそ進發しける
ゆきど、冥見をもかへるべ、此の度心がちりして、御方
よまの^ら官軍力をえしまきよ、五月八日のころよや、都
よある東軍、ちちやぶきてあつすへ心ばして落ち行き
しに、兩院、新帝ちちどく御幸あり、近江の國馬場といふ
とちろよて、御方に心ざり、ある輩、打ち出でよまきバ、武
士もさ、ちふまきもさく多くハ自滅しぬ、又、兩皇新帝
ハ都よちへ奉り、官軍こまを守り申しき、かくて、都よ

義家 義國 義重
義兼 義房 義貞
義康 義勝 義氏
尊氏

皆自滅云々、北條氏ハ
代よてとひぬ、頼朝
の鎌倉を開きしより、
凡、百五十餘年、北條氏
承久以後全権を握り
しより、凡、百十餘年よ
して、とひぬ

り西のま、不とちく、静まりぬと聞えけきハ還幸せさせ
たまふ誠に珍らうちりし事よらん、東よも、上野の國よ、
源義貞といふりのあり、尊氏が一族ちり、世の亂よおも
ひをむさし、いくむくちちぬ勢にて、鎌倉よちのそと
くらよ、高時等運命きまきよけまきバ、義貞よ國々の兵
つきちちつふ事、風の草をちびうすうごとくして、五月
の二十二日よや、高時をはとめとし、おやくの一族、皆自
滅してくまきバ、鎌倉、又くひらぎぬ、符契を合すること
ちちりしに、筑紫の國々、陸奥、出羽のちくまでも、同ト月
よをちづまりよくら、六七千里の間、一時よたふあひ
あしに、時のしちり、運の極まりぬらち、かくる事よこそ
と不思議よもあましりのちち、君ハちくごそちせ給

訂正 神皇正統記 卷

三十三

教育書專賣所 普及 録

もは、攝津國、西の宮と云ふ所にて、ぞきつせまゝにけ
る、六月四日、東寺にいらせ給^{ひれ}都^{ひれ}ある人々も、まのり
あつまり、威儀をととのへ、本の宮に還幸し給^{ひれ}
いつら、賞罰のほごめありし、兩院、新帝をばちごめ
申し給ひて、都にすませまゝに、新帝ハ偽
主の儀にて正位ふりちひられ^{ごま}改元して正慶とい
ひしをも、本のごとく元弘と號せし^{ごま}官位昇進せし輩
もみま、元弘元年八月より、けきのまゝにてぞありし、平
治より後平氏、世をこりて二十六年、文治のまゝに、頼
朝、權を專にせしより、父子あひつぎて三十七年、承久、
義時、世をとりおこし、より百十三年、すべて百七十
餘年の間、おちやけの、世城一つをきせ給ふ事たえよ

同トきとし、元弘三年

顯家、即、親房卿の嫡子

一、此の天皇の御代は、掌をうへは、よりもやすく一統
し給ひ、わが事、宗廟の御をうへも時節あり、くろとぞ、
天下おどろりて、何ふぎ奉り、くろ、同トきとしの冬十月、
先、あづまの奥をまづめ、くろとて、參議、左近中將、源
顯家卿を、陸奥の守にちりて遣はし、^{ごま}代々和漢の稽古
をわざとして、朝家につらへ、政務にまどたる道をのみ
こそ、まらびつき、吏途の方みえ、くろとて、武勇の藝も
たづさ、くろとて、ね事をま、くろとて、いちを申し、くろとて、公
家すてよ一統し、くろとて、文武の道ふ、くろとて、くろとて、
くろとて、皇子、皇孫、くろとて、執政の子孫のくろとて、おちく、軍の
大將も、くろとて、れ、くろとて、今より、武をかねて蕃屏、くろとて、
とおほせ給ひて、御まづ、くろとて、旗の銘をくろとて、め給ひ、さ

上皇 後村 上

上皇 後村 上

西國 陸奥 出羽 上

まゝの兵器を以て下りてさしひぬ、任國よおもむく事
 もとえて久しくあり、より古き例をうつねて、罷申
 の儀あり、御前にて、勅語ありて、御衣、御馬ちどを給
 き、猶、おくのうごめにもと申しうて、御子を一所とも
 ちひ奉^らかけまくもかゝこき、今上皇帝の御事ちまは、
 こまうにハふるは、彼の國よつきよきまは、まふとよ
 おくの方ちま、兩國をかけて、皆ちびきまは、うひうひ
 同十二月、左馬頭源直義の朝臣、相摸の守を兼ねて下向
 是も、四品上野の大守成良親王をともちひ奉^ら此の
 親王、後よ志をく、征夷大將軍を兼ねらせし、直義
 ハ、尊氏が弟なり、抑彼の尊氏、御方にまわさう、其の功
 ハ、まふとよまはるべし、すばるよ寵幸ありて、抽賞せし

三々 國 武蔵 下總 常陸 上

れ、いり、ひとへ、頼朝卿、天下を志づめ、まの、心は
 一のを成りよる、や、いつり、越階して四位は叙
 左兵衛督に任^ら拜賀のちき、やがて從三位して程
 ち、參議從二位まで、この不^らぬ、三箇國の吏務守護、北
 よび、あまこの郡莊を、弟直義、左馬頭よ任^ら後
 四位は叙^らむ、頼朝、さめ、ちき勲功あり、いと高
 位高官よのなることハ、亂世あり、ちて又、子孫もえ
 やくたえぬ、ハ、高官のり、ちとぞ申し傳へ
 ち、尊氏等ハ、頼朝、實朝がとき、親族ちて優恕す
 る事もち、唯家人の列ちりた、實朝の、ハ、幡宮よ拜賀せ
 一日も、地下前驅二十人の中よ相加をせり、ち、頼朝
 が後亂ちり、今更、登用すべし、と覺え、い、んや、

標註 神皇正統記 下卷

介子推云々、介子推ハ
習の文公の忠臣なり
文公驪姫の讒ニ因リ
て出奔シ嘗て餘り子
推股を焼きて之ヲ食
ス一む國ニ返ルニ及
びて思實子推ニ及む
此子推錦上山中ニ隠
る、後に文公人々を以
て之を求めしむるを得

久しき家人あり、ちりちり大功もあつて、かくやハ抽賞
せしむべきとあやしみ申し輩もありたりとぞ、關東の
高時、天命すては極まりて、君の御運をひらきし事ハ、更
に、人力といひぐさし、武士の輩、いへば數代の朝敵ち
り、御方よまわりて、其の家を失ふぬこそ、あまりある皇
恩なき、更に、忠をわき、勞をつきてぞ、理運の望をもく
ちてつべき、あつる城、天の功をぬすて已々功とお
りり、介子推がぬきぬき、習ひ知るものなきにこそ、
かくて、尊氏が一族ちりぬ輩も、あまき昇進し、昇殿をゆ
るさし、もあつき、はまば、或人の申されしハ、公家の御
世にりへりぬりりとれりひしよ、ちりちり、猶武士の世
よりぬとぞあつり、およも、政道といふことハ、所々よ

いりて其の山を杖
きし、子推死せり
文公哀之を封じて
介山といひき、事晉史
及左傳傳公二十四年
の條に見えり

あつり、是、天照太神のあきちりちり御をへちり、決斷と
云ふにちりて、ちりちりの道あり、一よハ、其の人をえしび
て官に任じ、官よ、其の人あるときも、君ハ垂拱してま
まは、ちまバ、本朝も、異朝も、こまを治世の本とほ、ふ
たつしハ、國郡をわさしよせむわつ所、ちりちり其
の理のまにす、三よハ、功あるをバ必賞し、罪あるをバ
ちりちり罰に、是、善をすし、め、惡をこし、道ちり、是に一
よも、ちりちりを亂世といへ、上古よハ、勲功あまバと
て、官位をすしむる事ハちりちりき、つねの官位の外に、勲
位といふしちりちりおきて、一等より十二等まであり、無位
の人ちまきど、勲功ちりちりて、一等にちりちりまバ、正三位の下、

訂正 神皇正統記 下卷

教育書專讀所 普及録

標註 神皇正統記下卷

三公太政大臣と左右大臣とをいふ

從三位の上つちるべしとぞ見えくる、又、本位ある人の、こきを兼ねくともあるべし、官位といへるも、上三公より、下諸司の一分にゆるる、是を内官と云ふ、天文よかたどり、地理よ法まで、おのづからつうはどる方あまは、其おちくても、任用せらるへくさる事あり、名と器といふ人よりはげとも云ふ、天のつりさき、人其代もるともいひて、君のみどりよはづくるを謬擧とく、臣のみどりにくるは、尸祿とく、謬擧と尸祿といふ、國家のやぶる階、王業の久しからばる基ありとぞ、中古とちりて、平の將門追討の賞よて、藤原の秀郷、正四位下に叙、武藏、下野兩國の守をうね、平の貞盛、正五位下よ叙、鎮守府の將軍に任、安倍貞任、奥州をめぐり、を、源頼義朝臣、十二年

尸祿空しく位よありのをいふ

すてたつちひて、凱旋の日、正四位下よ叙、伊豫守に任、かき、其の功たうといへども、一任四五ヶ年の職あり、是ち平、上古の法よかたまり、保元の賞よ、義朝、左馬頭よ轉、清盛、大宰大貳よ任、此の外、受領、檢非違使よちれるもあり、此の時よや、すでもみづりがたきちどめとちりよけん、平治よりこのうと、皇威ことの外におとろへぬ、清盛、天下の權をぬす、太政大臣よあが、子孫、大臣、大將よちり、いふよ、ぬ事よや、ちきど、朝敵よちりて、やがて滅亡せらる、後の例よひひき、頼朝、更よ、一身の力よて、平氏の亂をひらけ、二十餘年の御いきど、不、誠やすめ奉りき、むく、神武の御代よ、宇麻志麻見命の、中州を志づめ、皇極の御

訂正 神皇正統記下卷

敬信書傳讀新譜及

標註 不皇正統記下卷

普及舎

其の子實朝より

宇よ、大織冠、蕪我の一門を不ろ不して、皇家をまゝくせ
しよりのちよも、ひちきほどの勲功や、そきす、
京上の時、大納言大將に任せしをバ、くくいち
申しをを、おしてをききて、公私のわざをひや
ありけん、其の子ハかまが跡をきバ、大臣大將よりて、
やがて不ろびぬ、更も跡といふゆゑ、天意ふたが
ひくると見え、君もかゝるため、成もどめはせ給
ひしによりて、大功られたものまでも、皆、あつべき事と
思ひあへり、頼朝も我が身、まバとて、兄弟一族をバ、
くくおほへるにや、義經、五位の檢非違使よてや、
ぬ、範頼が參河守よりハ頼朝拜賀の日、地下の前驅
名し加へり、おほ心見え、まよや、おの兩弟をも

經基ハ、清和天皇の孫

承平の亂、將門、純友の

亂より

經基、滿仲、頼信

頼義、義家、義親

義朝

頼朝

範頼

義經

終より、ちひよき、ゆゑ親族も、おなく、ほろなき
ハ、おほりのちよふせぎて、世をも久しく、家をも志づ
めんとよやあり、先づ經基ハ、ちよき皇孫より、
ど、承平の亂、征東將軍忠文の朝臣が、副將よりて、
が節度より、^{けい}それより、武勇の家とな^り、其の子滿仲よ
り、頼信、頼義、義家相續ぎて、朝家のうとめとして、久しく
めつつかも^ら上にも朝威まゝ、下も其の分り過
ぎ、家を全く、^らこそ、為義ふり、^らて、亂に
くして、誅ふ、義朝まゝ、功を、んとて不ろびよ
き、先祖の本意にそむき、事ハ、^らがひち、^らはまバ、
よく、先蹤を、まき、^らへ、得失をか、^らへて、身を、^らて家を
まゝにするこそ、^らこき道なき、^らのち、^らたぐひを、

訂正 神皇正統記下卷

三十八

教育書專讀所 普及舎

標註 神皇正統記下卷

源為賴、正應三年三月九日夜、淺原為賴父子三人、内裡へ乱入せり

清盛、賴朝が昇進をきて、みまあるべき事とせり、為義、義朝が逆心をよめて、はびくるゆゑをいらは、近ごろ、伏見の御時、源為賴と云ふものを、内裏にまわりて、自害せしむるが、かねて、諸社に奉まざる箭も、其の夜射ちける箭も、太政大臣源為賴と書きしるす、いとをのしたる事に申すめまど、人の心の、みどろふろり行くすがと、は、是ふてたしをあるべし、義時ちど、いふ不どもあつりぬべく、あつりぬ、は、ちど、正四位下左京權太夫よてや、ぬ、まして、泰時が世にちりて、ハ子孫のすゑをかけて、よく、おきて置きしるす、ハふや、滅どろすでも、終、高官にのべらば、上下の禮節をみどろどろちりく、維貞といひしるす、吹噓よよりて、修理の大夫にちりしるす、いふと申

昔人をえしび云々、大寶考課令に詳あり

いふら、まことに、其の身も、やがてうせしき、父祖のたきてよたがふハ、家門をうしなふ志しり、人ハ、むかしを忘るしりのちまど、天ハ道をしるす、はるるべし、さし、バ、ちど、天ハ正理のまゝふちおこしるす、ぬと云ふ事、うしがまゝくまど、人の善悪ハ、身づうらの果報なり、世のやすうらざらハ、時の災難ちり、天道も神明といふ、うよともせぬまど、ちれど、邪ちるものハ、久しうらびて、わらび、みどろり世も正まうへるも、古今の理なり、是をよくわきまへ、知る、穢古といふ、昔人をえしび用ひらまし、日ハ、先、徳行をつくれ、徳行おちるくまバ、才用あるをもちふ、才用ひとけまバ、勞效ある城とら、又、徳義清慎、公平、恪勤の四善をとりとも見えり、又、格條よ

訂正 神皇正統記下卷

教育書博讀所 普及舎

標註 不皇正統記下卷

寛弘八、一條天皇の年
号あり

七ヶ國の受領をへて
云々、國司一々國をふ
る毎、階を昇り、七ヶ
國よりて參議に任ぜ
らるること常例あり
と北山抄に見えり

ハ朝は斯養ふまども、夕に公卿よりと云ふことの
あるも、徳行才用ふよりて、不次り用ひらるべき心あり、
寛弘よりあちとにも、まこと才かこゝれば、種姓に
かゝらば、將相にいらる人もあり、寛弘以來ハ、譜弟を
はきとして、其の中に才もあり、徳もありて、職よりあひ
ぬべき人をぞえらむまける、世の才愚も、みづりかた
き事を、いましめらま^るるやありけん、七ヶ國の受領
をへて合格して、公文と云ふ事あらんがへぬまば、參議よ
任ずと申しちるも、白河の御時、修理のうみ顯
季といひ一人、院の御めのとの夫にて、ときのきり、ち
ぶ人ちるが、此の勞まつりて、參議を申しけるに、
そまも物書きての上の事とありけまば、理ふふしてや

いぬ、此の人も歌道も、不まきありり、物うぬ
かどの事やいあるべき、又、參議よりまどき程の人よ
もあつとるも、和漢の才覺のたらぬを、ちりけん、白
河の御代までハ、よく官をむけり給ひたりと聞えら
る、あまり、譜弟をのこも、賢才の出でこぬま
るまば、上古におよび、き事を、恨むるやからもあま
ど、むののま、いよ、みどまぬべければ、譜
弟をむせくせ、まらも理あり、但、才もかこく、徳も
あつとふして、登用せられんも、人のそいあるまどき
程の器も、今とて、ち、非重代によるまどき
事とぞおぼゆる、其の道ハあつて、一旦の勳功ちどい
ふむよりにて、武家代々の陪臣をあげて、高官をばけ

訂正 申皇正統記下卷

教育書博讀所 普及会

標註 不輸の地、租税を出だ
はいる地あり

られん事ハ、朝議のみごとく、ちるのちるに、身のためも、
能くつゝ、むべき事とぞ覺ゆる、ゆらこゝも、漢の高
祖も、すゝろよ、功臣を大きき封ト、公相の位をもさづけ
し、つバ、ちゝておごりぬ、たゞりぬまバ、ならば、依り
て後よも、功臣のこりちる、ちりよなり、後漢の光武ハ、此
の事にこりて、功臣よ、封爵をあゝ、くるも、その首より
一鄧禹す、封せ、ろ、所四縣よ過ぎ、官を任ずる
と、文吏をゆとめえ、びて、功臣をゆ、お、是よよりて、
二十八將の家、久くつゝ、む、の功も、むちり
ら、朝も、名士おなく用ひられて、曠官のそ、ちり
りき、彼の二十八將の中も、鄧禹と賈復とハ、其のえ
びりあづりて、官よありき、漢朝のむ、とよ、文武の

功田、大宝田令、功
田、大功世々不絶、上功
傳三世、中功傳二世、下
功傳子とあり

不輸の地、租税を出だ
はいる地あり

官田とハ、親王品階、及
王臣五位以上とよま

才をそまふる事いとあり、うが、功、次に、功
田といふ事ハ、昔ハ、功の品に、ひて、大上中下の四
の功を立て、田をあらち給ひき、其の數、みな、ち、ま
り、大功も、世々にき、其の下つゝ、或ハ三世よつ
たへ、孫子よつゝへ、身にと、ま、あり、天下を治む
と云ふ事ハ、國都を專よせ、て、そのこと、不輸
の地を立てらるゝ事のち、にこそ、國よ守あり郡
よ領あり、一國の内、みち國命の下よてを、ゆ、ゆ、
法よそむく民、かくて、國司の行迹を、ん、へて、賞
罰あり、天下の事、掌を、て、た、ち、やす、りき
其の中よ、諸院諸官に御封あり、親王大臣も、又、かくのご
と、其の外、官田、職田、とて、あるも、みな、官符を給りて、

標註
不輸田あり、納言以上職田あり、こまも不輸租田あり、又在外の諸司も職田あるを

ふ不輸田あり、納言以上職田あり、こまも不輸租田あり、又在外の諸司も職田あるを

推古天皇の御時云々
三十一年の事あり

永く、神社佛寺云々、
是車、續日本紀宝龜十一年六月の條に見えり

其の所の正税をうくるむりりて、國ハ、みな國司の吏務ありべし、但、大功のりのぞ、今の莊園ちとて傳ふるがごとく、國司にいろまればしてつゝへくる、中古とまりて、莊園おなく立ちしれ、不輸のところいできりより、亂國とハちきり、上古にハ、此の法、能くかゝりけまばふや、推古天皇の御時、藤我の大臣、あが封戸をひけて、寺によせんと奏せしを、終るゆるさきに、光仁天皇ハ、永く、神社佛寺によせしれし地をも、永くの字ハ、一代ふりぎるべしとあり、後三條院の御世こそ、此のつひえをきりせ給ひて、記録所をおくきて、國々の莊公の文書をめりて、おなく停廢せしきくくと、白河、鳥羽の御時より、新立の地、いよくおなく立ちりて、國司のしる所、百分が一

又治のそとの、文治元年十一月の事あり

本所の領莊園をいふ

ちりぬ、のちばまふも、國司、任よおりむく事しへちりて、其の人ふもあしぬ目代を差して、國をさきめ(志)め(め)りくバ、いふでう亂國とちりばらん、いなんや、文治のそとのめ、國よ守護職を補し、莊園郷保より、地頭をおうきりよりこのくことハ、更に、古のすうたと云ふことちり、政道をおこちをちりみち、ことくくえなてよれたまし、一統のせうかへりぬまバ、此のたびぞ、ふるきつひえをもあしめられぬべうア、うと、そきまでハ、あまきへの事あり、今ハ、本所の領といひし所々はへ、ちな、勳功よ混せられて、累家も、不とく、其の名をうりよ成りぬるもあり、是みを、功よ不こもるともがら、君をおくし奉るよよりて、皇威も、いとよかろくちりちと見えり、かされ

訂正
神皇正統記下卷

四十二

教育書專賣所普及會

其の功ありといへども、いふへよりハ、いきなりある輩を名づけられんためより、或ハ、本領ありとて給へる事あり、或も、近境ありとて望むも何と、關所をもちて、おこちを、よたらざれば、國郡よつきり、地、若ハ、諸家相傳の領事でも、きなり申しくりとぞ、をばまゝんとて、いよゝみざれ、やすうんとして、ますゝあやふくちりにくら、末世のりりこそ、誠よかるゝき事ありなき、たよそ、王土にうまれて、忠をりり、命をすつるも、人臣の道あり、かちり、是を、身の高名とおひふべきよあり、おれども、後の人をまげまゝ、其の跡をあたまびて賞せりり、ハ、君の御政あり、下りて、きなりあゝそひ申すべきよありぬにや、まゝて、はせる功を

くして、過分の望ばりてす事、みづくら、あやぶむるも、ちきど、前車の轍を見ることを、まこと、有りぐとたをらひありらん、中古までも、人の、はのも豪強ちをばいまりめ、れき、豪強に成りぬまば、かちり、おこちありあり、果して、身を不ろぼし、家をうらふため、はまば、いまめりりもことわりあり、鳥羽院の御代よや、諸國の武士の、源平の家よ屬する事をとむべ、といふ制符、たびありき、源平、久く武をとりに仕へ、かども、事ある時も、宣旨を給たりて、諸國の兵をめぐり、近代とちりて、やがて、かちらるゝやうら多くあり、によりて、此の制符ハ、はまき、果して今までの亂世の基をば、云ひ、ひちき事より、よけ

標註 不皇正統言下卷

り此のころよりのこと日ざにも、一度軍まかけあひ、或
ハ、家の子、良從、節々死めらるるを、ひもあれば、わが功よお
きて、日本國を給へ、も、ハ、半國をたまはうて、
べりら、ちと申すめる、ま、ちとに、さ、ま、で、お、も、ふ、こ、と、ハ
あ、ら、ど、ち、も、ど、や、が、て、こ、ま、よ、り、み、ど、ろ、く、ち、も、あ、り、
又、朝威のうろく、く、く、く、く、く、く、く、く、く、く、く、く、く、く、
語ハ、君子の樞機、ちりといへり、あ、り、く、く、く、く、く、く、く、
い、く、く、く、く、く、く、く、く、く、く、く、く、く、く、く、く、
そ、く、く、く、く、く、く、く、く、く、く、く、く、く、く、く、く、
い、く、く、く、く、く、く、く、く、く、く、く、く、く、く、く、く、
め、心言葉をつ、く、く、く、く、く、く、く、く、く、く、く、く、
お、と、ろ、ふ、ろ、と、申、す、ハ、日、月、の、光、の、か、ち、ら、ふ、も、あ、ら、じ、草

五百九十四郡、この頃
ハ、ち、ち、ち、ち、ち、ち、ち、ち、ち、ち、ち、ち、ち、ち、ち、ち、

木の色のあ、く、く、く、く、く、く、く、く、く、く、く、く、
行くを末世といへ、く、く、く、く、く、く、く、く、く、く、
堯の國をつ、く、く、く、く、く、く、く、く、く、く、く、く、
ひき、巢父ハ、是をき、く、く、く、く、く、く、く、く、く、く、
ら、^ヤ其の人五臟六腑の、く、く、く、く、く、く、く、く、く、く、
ち、く、く、く、く、く、く、く、く、く、く、く、く、く、く、く、く、
やる、ち、ち、ち、ち、ち、ち、ち、ち、ち、ち、ち、ち、ち、ち、ち、ち、
る、く、く、く、く、く、く、く、く、く、く、く、く、く、く、く、く、
ア、く、く、く、く、く、く、く、く、く、く、く、く、く、く、く、く、
地をりちて、限ちた人よ、わ、く、く、く、く、く、く、く、く、く、
ち、り、り、奉、る、べ、く、く、く、く、く、く、く、く、く、く、く、く、
ふ、さ、く、く、く、く、く、く、く、く、く、く、く、く、く、く、く、く、

訂正 申皇正統記下卷

敬信書傳讀所

抄二ハ、六百四郡と見
えらう

標註

郡こそあまき、五百九十四人ハ、ろこぶとも、千萬の人を、
よらまむと、いもんや、日本の半を心ば、みちちりつゝの
ぞまバ、帝王ハ、いづくをまゝせ給ふべきまら、かゝる心
のきざして、ことむも出た①、おりてに②も、づる色の
ちきを、謀叛のちゆめと③いふべきまら、將門ハ、比叡山
にのりて、大内を遠見して、謀叛を思ひくちどてらる
も、うらるゝとひよやありらん、昔ハ人の正くて、將門よ
見もこり、きくまありけん④を、今ハ人々の心、かくのま
まゝたれば、此の世ハ、彌おとろへゆるよや、漢の高祖の、
天下をとり、ハ、蕭何、張良、韓信ガ力なり、これを三傑と
いふ、萬人よ勝まらう、三傑といふとぞ、中つて、張良ハ、高
祖の師として、はつりごとを、帷幄の中よめくらして、勝

清衡 基衡 秀衡

泰衡

平の重忠ハ、即富山重
忠なり

長岡の郡東鏡二ハ葛
岡に作ま

事を千里の外よ決するハ、此の人ちりと宣ひ、らど、張
良も、おごる事ちりして、留といひて、すまらきちる所を
望みて、封せらまらう、あゝゆる功臣、おなくほらび
うど、張良ハ、身をまらうたりき、近き代の事ぞらう、頼
朝の時までも、文治のころや、奥の泰衡を追討せしに、
身づら、向ふことあり、平の重忠ガ先陣よて、其の
功すぐまらうけまバ、五十四郡の中、いづくをも望むべ
かまけるに、長岡の郡よて、きくめらう、少き所を望み給
はりらるとぞ、是ハ、人よ、ひろく、賞をもおこちまらめん
がまめにや、かゝらうらるをのこよまを、又、直實と云
ひらら、そのよ、一所を所ら、給ふ下文に、日本第一の甲
の者ちりと書きて、たすひてらう、一とせ、彼の下文をも

高時が餘類、高時の子時行、潜りて信濃に居り、兵を起し、東國多く之を應じたり、さ

ちて、奏聞する人のありけるが、褒美の詞のちるをさしき、
[き]に、あつへたる所のすくまき、まことよ、名をおめく、
て、利をつらくく、いみじき事と、口々にやめあへり
くら、いらよ心得てやめけん、いとをか、是までの心
こそなりしめ、事にふきて、君をたし奉り、身をたうく
する輩のよ、おやくちまり、ありし世の、東國の風儀も、か
まりけてぬ、公家のふるたすうともち、いう成りぬ
る世よりとちげくとも、うもありときおえりど、中
一とせむりハ、誠に、一統の志る、覚えて、天の下こそ
り集りて、都の中をえりくこそありしが、建武乙亥
二の秋の比、滅びふ、高時が餘類、謀叛をおこして、鎌倉
にいらぬ、直義ハ、成良親王を引きつて、参河の國

まど幾程もち、尊氏
よはなりき

成里、母方の里をいふ
あつへたるは法令、三
位以上の人ハ、い
死罪を犯すとも、奏上
して裁定を仰ぎ、罪を
減するより、之を減請
減して、刑律に奉

までのぶまよき、兵部卿護良の親王、ことありて鎌倉に
おとくまをばつを申す及む、失ひ申してけ
り、みど世の中ちれど、宿意をもちすよやありけん、都
も、かねて、陰謀のきこえありて、嫌疑せらまける中よ、權
大納言公宗の卿、め、たうまも、此のまきまき誅せ
る承久より、關東の方人よて、七代よなりぬるにや、高時
も、七代よて滅びぬま、運のちりむるかとも覺ゆ
まど、弘仁に、死罪をとめられて後、信賴ハ時、だに、め
づらある事よ申し、成里の寄も久くちり、大納
言以上にいりぬらよハ、同ト死罪ちりとも、あつへな
らぬ法令もあるよ、うけくちりおこちふ輩の、あやま
りちりとを聞えし、尊氏ハ、申しうけて東國よむひけ

訂正 申上三元巳下

四十六

教育書專賣所

るが、征夷將軍、ちりびよ、諸國の總追捕使を望み、きと、
 征夷將軍にちりて、ことくくハゆるはき、
 東國ハ志づよりふもきと、尊氏望むところ達せ、
 謀叛をおこすよきあえ、十一月十日あまり、
 義貞を追討すべきよ、奏狀を奉、
 りけきバ、京中騷動、追討のため、中務卿尊良親王を
 上將軍として、ちるべき人々も、あま、遣を、
 ハ、義貞の朝臣をちりて、おおくの兵以下、
 二月に、官軍引き、をきぬ、關々をか、
 次の年、丙子の春正月十日、官軍、又や、
 ちりづ、依りて、比叡山東阪本、行幸して、日吉の社に
 ぞま、ける、内裡も、則や、累代の重寶も、

く見え

軍兵を率いて云々、此
 の時頭家陸奥の人結
 城宗廣等を従へ、大兵
 を率いて尊氏の軍後
 尾上、西上、
 江、近江の琵琶湖

諸將義貞正成等

失せ、むり、ため、
 間、陸奥守鎮守府將軍顯家卿、此のみ、
 きて、親王を、たて奉り、陸奥出羽の軍兵を率いて
 責の上、同十三日、近江の國、つきて、事のよ、
 十四日に、江をわ、阪本、ま、
 き、力を得て、山門の衆徒、萬歳をよ、同十
 六日より、合戦、この日、ひ、朝敵を追ひ
 と、や、其の夜還幸、尊氏等、
 あり、とき、え、バ、か、
 三日又、こ、を、た、ひら、朝敵、
 ん、落ち、ふ、
 り、を、東國の事、
 親王も、又、か、

標註 神皇正統記 卷一 義貞

義貞も、つくしへつらもはら^らて、親王、元服し、まひ、直
よ三品ふ叙^せ陸奥太守に任^まま^まこの國の大守
ハ、はらめらる事なきと、便ありとて、任^ま給^ひ勸賞^よ
よりて、同母の御兄、四品成良のみこを起え^ま顯家^ハ
卿ハ、まばと、賞をば申^うけざりとも、義貞朝臣ハ
筑紫へ下り^り、播磨國に、朝敵の黨類ありとて、まら、是
を討治すべ^しとて、日を送^り不^どに、五月もちりぬ、
尊氏等、西國の凶徒を相^あひて、うさねて攻めの不^し
官軍利^りて、都に歸參せ^り程に、同二十七日、又、
山門に臨幸^し給^ひ八月、まらまで、たび^に合戦あ
り^しと、官軍いとす^ま依^りて、都に、元弘のとき

朝敵の黨類、赤松則村
ち久則村、初功を以て
播磨の守護を賜^へ
その後之を收^め
此に至りて、尊氏に應
じ、播磨の白旗城に
據^り

元弘の時の主上、元服

寛仁、元明

東宮、成良親王

の主上の御弟、三の御子豊仁と申^しけるを、位につけ
奉^り十月十日の比、主上都に出^でせ給^ひいと
あはま^し事どもちり、をほ行く末をば不^しめす
道あり^しこそ、東宮ハ北國に、行啓あり、左衛門督實世
卿以下の人々、左中將義貞朝臣をとりめて、さるべき兵
も、あま^しつらまつり、主上ハ尊號の儀、ま^ま
くた、御心をやすの奉らん^とめよや、成良親王を、東宮
にす^ま奉^り同十二月、まのひて、都を出^でま^ま
河内の國に、正成といひ^し一族をめ^りて、芳野に
いらせ給^ひぬ、行宮をつくりて、ま^ませ^ま
ごとく在位の儀、ま^まく^く内侍所もつ^つ
せ^ま神璽も、御身にま^ま給^ひけり、誠^に奇特の

訂正 神皇正統記 卷一 四十八 教育書專賣所

標註 不皇山約言一

和泉の國にての
くひ云々、頭家高師
直と界浦と戦ひて死
すま時に年二十一

事にあそありし、芳野の御幸はききとちて、義兵をむ
こす輩もありた、臨幸の後、ハ、國々ふえ、御心ばいある
たくび、あまの聞えし、次の年もくまぬ、又のとと、戊
寅三年の春二月、鎮守大將軍顯家卿、又親王はきき、
申し、うさねて打ち上、^{りぬ}海道の國々こと、くたひら
ぎぬ、伊勢、伊賀を経て、大和に入り、奈良の京にらん着き
にらん、そまより、所々の合戦、あまの度、たひは勝負あ
りし、同五月、和泉の國にての、くひに、時や、
けり、らん、忠孝の道、くふて極まりしき、苔の下あま
づりまぬりのとて、ハ、唯、く、に、名をのぞと、め
し、心うきせふとありし、官軍ち、心をあげ、
男山に陣をとりて、ま、く、合戦あり、と、朝敵まの

義貞も云々、越前國藤
島と戦死せし、時、年
三十八

顯信親房卿の二男、顯
家の弟なり

びて、社壇をやき、ひより、事、く、ひ、て、引き、
く、北國ふありし、義貞も、たび、く、め、は、く、と、上り
あへ、は、せ、る、事、く、て、空、く、く、さ、く、ち、り、ぬ、と、聞、え、
バ、云、ふ、む、り、ち、く、は、て、し、も、や、む、べ、き、ち、く、
の御子、又、東へむり、ち、め、給、ふ、べ、き、定、あり、左、少、將、顯、信
朝臣、中將、と、轉、じ、從、三、位、と、叙、^す陸、奥、の、介、鎮、守、將、軍、を、兼
ね、し、め、て、つ、つ、を、^{りぬ}東、國、の、官、軍、こ、と、く、
と、從、ふ、べ、き、よ、く、を、お、お、せ、^{りぬ}親、王、ハ、儲、君、よ、く、
ふ、べ、き、む、ね、申、し、き、の、せ、給、ひ、て、道、の、程、も、く、
る、べ、く、國、に、て、ハ、あ、く、も、さ、せ、給、へ、と、ち、ん、申、し、
の御兄も、あ、ま、と、ま、く、き、同、母、の、御、兄、も、前、東、宮、恒、良
親、王、成、良、親、王、ま、く、く、く、
か、く、ら、と、ま、り、と、ま、り、ひ、ぬ、

訂正 申皇正統記下卷

四十九

敬信書傳讀所

標註 不 皇 言 一 卷

普 及 舍

九月のまどめ元弘日
記八月十七日作と

も、天命ちまきバかどけなし、七月の末つりと、伊勢よ越
えさせしむひて、神宮よ事のよを啟して、御船のよそ
ひし、九月のまどめ、ともつち成さのれしよ、十日あま
のこともや、上總の地ちうくより、空の景色おどろく
しく、海上あしくちうりうり、又、伊豆の崎といふ方に、た
いよたれしよ、いとく、波風おびくくちうりて、あま
の船、行きくくしらひあうくちうり、御子の御船ハ、ち
ちく、伊勢の海よつうせ給^ひ、顯信朝臣ハ、本より、御船よ
ちうり、ひかり、同ト風のまききく、東をさして、常陸の國
ちうり、内の海につきく船ありき、方々またよひし中
ふ、此の御船、ちちト風よて、東西に吹きまけら^す、すゑの
世ふも、めづりうちうりためしよ、あるべき、儲の君にち

ごまきせ給ひて、例ちまきひるの御住居も、いふとお
えしよ、皇太神のこまめ申させたまひくちうり、後
に、芳野へ入らせまし、御目の前よて、天位をつか
せ給ひしうり、いとくためひあをせしきて、たふとくも
ありしうち、又、常陸ハ、めとより心ばすうちまき、御心
ざし、ある輩をうちうりて、義兵まをくちうりぬ、奥州、野州の
守も、次の年の春、かさねて下向して、おのく、國よつき
よき、けつと、舊都よも、戊寅の年の冬、改元して、曆應とぞ
いひくち、芳野の宮よハ、本の延元の躰ちまき、國々も、た
めひし、年の躰ちうり^き、めろこしよハ、か、くちうりお
かけまど、此の國にも例ちし、けまど、四とせしちうりぬ
るよや、大日本島根も、本よりの皇都ちうり、内侍所、神皇も

訂正 申 皇 言 一 卷

五十

教 育 書 專 賣 所

標註 不皇正統言 卷 普及舎

芳野よむまませば、いづくり都もあはらるべきはて
も、八月の十日あまり六日にや、秋霧よをうされらせ給
ひて、かくまきまゝにぬとを聞えし寝る中ちる夢の
世、今も初めぬちるひとあはらるるうづし、目の前
ちる心ちりて、老の涙もろきあへねば、筆の跡さへとも
おなりぬ、むろし、仲尼を獲麟よ筆を絶つとあまは、茲よ
てとままりしきいあまは、神皇正統のよおしまらるま
じき、ことより城申しのべて、素意のすゑをも、あはらるま
まろしき、あはらるるつくるちり、かねて、時をえは
らるしめ給ふよや、前の夜より、親王をば、左大臣の第へ
うつしよてまつきて、三種の神器をつらへ申はらる^ま後
の跡をば、仰のまゝよて、後醍醐の天皇と申は、天下を治

仲尼ハ云々、魯哀公十
有四年春、西狩獲麟と
春秋に見えり、孔子
こゝに筆を止めり

左大臣、經忠より

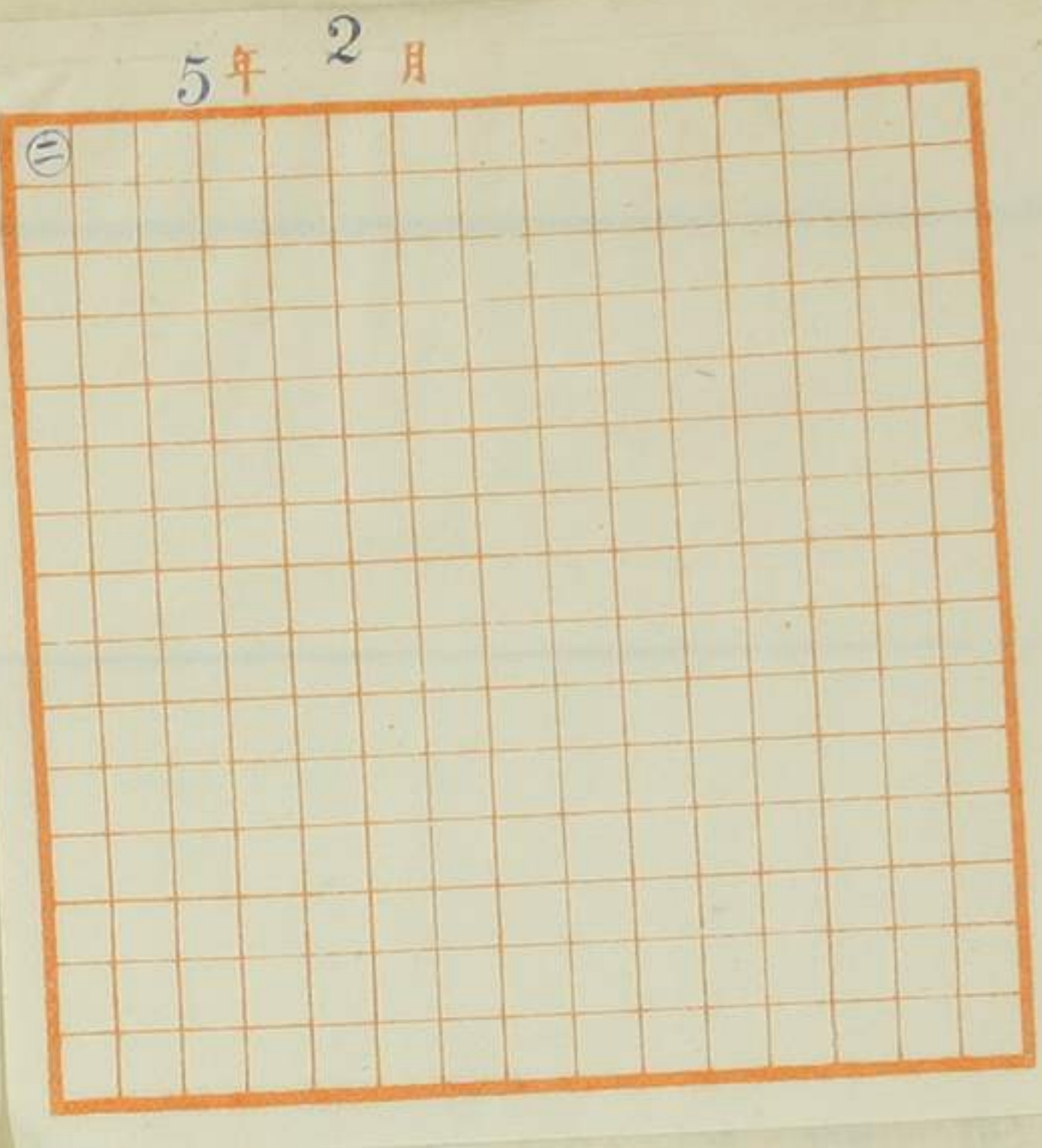
めりし事二十一年、五十二歳おこし、まゝにむろし、仲
哀天皇、熊襲をせめらせ給ひし行宮よて、神はりまゝに
しき、はまど、神功皇后、不ども、三韓をくひらげ、諸皇
子の亂をいづめらきて、胎中の天皇の御代よはらるま
き、此の君、聖運まゝに、百七十餘年、中をえふし、
一統の天下をあらせ給ひて、御目の前よて、日嗣をいづ
めさせしむひぬ、功もちる徳もちたぬす人、世におこり
て、四とせあまりが不ど、宸襟をちやまし、御世をすくは
せしむひぬまは、御怨念のすゑ、むろし、くはらるるや、今
の御門、又、天照太神より、この方の正統をうけまゝに
ぬまは、此の御光よ、あはらるるまゝにまつるものや、あ
べき、中々、らくてあはらるべき時の運とぞおぼゆる

訂正 申皇正統言 卷 五十一 教育書專賣所

第九十六代、今上皇帝、御名ハ義良、後醍醐天皇第七の御
 子、御母ハ、准三宮藤原廉子、此のきみたち、まれはせ給え
 んとて、日を懐くとちん夢に見申し給ひつらとぞ、さき
 バ、あまの御子のちつら、たゞちるまどき御事とぞ、兼
 ねてよりきあえさせ給ひし、元弘癸酉三のとら、東の陸
 奥出羽のりとめよて、おもりむらせよいぬ甲戌四元弘の夏
 立親王、丙子元の春、都よのぼらせまよて、内裡よ
 て御元服、加冠、左大臣とらや、すちをち、三品よ叙し、陸奥
 の大守よ任せさせ給ひい同いき戌寅三元のとの春、又、
 上らせつらひて、芳野の宮よまよて、秋七月、伊勢
 よこえさせよいぬらねて、東征ありつらとぞ、猶、いせよ
 かへりまよ、つちのとの卯の年元三月、又、芳野へい

せ給ひい秋八月中の五日、はづりをうけて、天日嗣をつ
 へおまよ、まよ

標註正統記下卷終
普及舍



標註正
神皇正統記下卷終

六書居士原田真淨書

明治二十五年五月九日印刷
同年五月十日出版

版權
所有

著者
著者
發行者
印刷者
發兌

東京小石川區西江戸川町一番地
今泉定介
東京牛込區水道町四十二番地
畠山
東京神田區柳原河岸十四番地
辻敬
東京下谷區練塀町六十八番地
沼尻為
東京神田區柳原河岸十四番地
普及

介
健
之
作
舍



標註不皇正統記下卷

六書居士原田真淨書

標註正神皇正統記下卷終

明治二十五年五月九日印刷
同年五月十日出版

版權所有

著者
著者
發行者
印刷者
發兌

東京小石川區西江戸川町一番地
今泉定介
東京牛込區水道町四十二番地
畠山
東京神田區柳原河岸十四番地
辻敬
東京下谷區練塀町六十八番地
沼尻為
東京神田區柳原河岸十四番地
普及

介健之作

